

科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程 の主な改正事項

・基盤研究等に関する改正事項

1．基盤研究（S）の審査に係る事項

新たにヒアリング審査を導入することに伴い、審査体制、審査方法を変更
（第10条の二、第11条、第12条の一、別添1、別添3）

2．若手研究（S）の審査に係る事項

基盤研究（S）と同様の審査体制、審査方法に変更
（第10条の二、第11条、第12条の一、別添1、別添4）

3．萌芽研究の審査担当部会に係る事項

萌芽研究の審査担当部会を「審査第二部会」から「審査第一部会」に変更
（第10条の二、第11条、第12条の一）

4．平成20年度公募内容の変更に伴う改正事項

（1）学術創成研究費の審査に係る事項

平成20年度より新規研究課題の募集を行わないため削除。

（第2条、第6条、第10条の二、第11条、第12条、第13条）

（2）利害関係者の排除に係る事項

連携研究者の区分が新設されたことに伴い追加

（第8条の一）

（3）分担金の配分を行おうとする研究課題の審査に係る事項

研究分担者への分担金配分の取扱いの見直しに伴い削除。

（第10条の二、別添3、別添5、別添6、別添7）

（4）基盤研究の研究期間の変更に係る事項

研究期間「2年から4年」を「3年から5年」に延長したことに伴
い変更

（第10条の二）

・研究成果公開促進費に関する改正事項

1 . 平成20年度公募内容の変更に伴う改正事項

(1) 継続が内約されている課題(継続課題)の取扱いに係る事項

(第10条の二)

「学術定期刊行物」、「研究成果データベース」及び「学術誌データベース」において、新規課題と同様に応募書類の提出を求め審査を行うこととしていた継続課題について、計画の大幅な変更を行う場合のみ応募書類の提出を求める取扱いとしたことに伴い見直し。

(2) 一般競争入札の原則義務化に係る事項

(第10条の二、別添10)

「学術定期刊行物」、「研究成果データベース」及び「学術誌データベース」において、公募要領に示す一定額を超える契約の締結を要する場合、一般競争入札により契約の相手方を選定することを応募要件に加えたことに伴い追加。

(3) 応募資格に係る事項

(第10条の二、別添10)

学術団体等(*)を公募の対象とする「学術定期刊行物」及び「学術誌データベース」において、「経理管理事務」及び「監査体制」の整備がなされていることを応募資格に加えたことに伴い追加。

*「学術団体等」: 学会又は複数の学会等の協力体制による団体等

2 . 「学術定期刊行物」の複数年度内約を行う対象に係る事項

(第10条の二)

「欧文誌」のみならず「和文誌」も複数年度内約の対象であることが分かるよう、記述内容を見直し。

3 . 「翌年度以降の内約額の扱い」に係る事項

(第10条の二)

基盤研究にならい、複数年度内約課題を選定する際の翌年度以降の内約額の取扱いを追加

科学研究費補助金（基盤研究等）における 審査及び評価に関する規程

独立行政法人日本学術振興会
科学研究費委員会

[目 次]

第 1 章 総則	1
（目的）第 1 条	1
（用語の定義）第 2 条	1
（評価の種類）第 3 条	1
（評価の時期）第 4 条	2
（評価の方法）第 5 条	2
（守秘の徹底）第 6 条	2
（研究者倫理の遵守）第 7 条	2
（利害関係者の排除）第 8 条	2
（評価結果の開示等）第 9 条	3
第 2 章 審査（事前評価）	4
（審査の方針）第 10 条	4
一 全研究種目共通の方針	4
二 研究種目（審査区分）別の方針	5
（1）科学研究費（基盤研究、萌芽研究、若手研究）	5
共通事項	
個別事項	
ア 基盤研究（S）	
イ 基盤研究（A）（B）（C）	
a 審査区分「一般」	
b 審査区分「海外学術調査」	
ウ 萌芽研究	
エ 若手研究（S）	
オ 若手研究（A）（B）	
カ 若手研究（スタートアップ）	
（2）科学研究費（奨励研究）	7
（3）研究成果公開促進費	7
共通事項	
「学術定期刊行物」及び「データベース」に係る事項	
「学術定期刊行物」及び「学術誌データベース」に係る事項	
個別事項	
ア 学術定期刊行物	
イ 学術図書	
ウ データベース	
（4）特別研究員奨励費	11
（審査の実施体制）第 11 条	11
（審査の方法）第 12 条	12
一 審査・評価部会	12
（1）基盤研究（S）	
（2）若手研究（S）	
二 審査第一部会	15
（1）基盤研究（A）（B）（審査区分「一般」）	
（2）基盤研究（A）（B）（審査区分「海外学術調査」）	
（3）萌芽研究	
三 審査第二部会	17
（1）基盤研究（C）（審査区分「一般」）、若手研究（B）	

(2) 若手研究 (A)	
(3) 特別研究員奨励費	
四 審査第三部会	19
五 奨励研究部会	19
六 成果公開部会	20
(1) 学術定期刊行物	
(2) 学術図書	
(3) データベース	

(審査結果の開示) 第13条	23
一 基盤研究、萌芽研究、若手研究	
二 奨励研究	
三 研究成果公開促進費	

第3章 中間評価	24
(中間評価の実施体制) 第14条	24
一 基盤研究 (S)	24
二 学術創成研究費	24
(中間評価の方法) 第15条	24
(中間評価結果の開示等) 第16条	27

第4章 事後評価	28
(事後評価の実施体制) 第17条	28
一 基盤研究 (S)	28
二 学術創成研究費	28
(事後評価の方法) 第18条	28
(事後評価結果の開示等) 第19条	31

<別添>

・別添1 科学研究費委員会組織図	32
・別添2 科学研究費補助金(科学研究費)配分方式	33
・別添3 基盤研究(S)の書面審査における評価基準等	34
・別添4 若手研究(S)の書面審査における評価基準等	39
・別添5 基盤研究(A・B・C)(審査区分「一般」)、 若手研究(A・B)の第1段審査における評価基準等	44
・別添6 基盤研究(A・B)(審査区分「海外学術調査」)の書面審査における評価 基準等	50
・別添7 萌芽研究の第1段審査における評価基準等	56
・別添8 若手研究(スタートアップ)の書面審査における評価基準等	62
・別添9 奨励研究の書面審査における評価基準等	67
・別添10 研究成果公開促進費の書面審査における評価基準等	71

科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程

平成18年9月22日
独立行政法人日本学術振興会
科学研究費委員会決定
一部改正 平成19年2月19日
一部改正 平成19年5月23日
一部改正 平成19年10月1日

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添1）において行う科学研究費補助金（基盤研究等）に係る審査及び評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究課題 科学研究費（基盤研究、萌芽研究、若手研究、奨励研究）、特別研究員奨励費、学術創成研究費の対象となる個々の研究をいう。
- 二 成果公開 研究成果公開促進費（学術定期刊行物、学術図書、データベース）の対象となる個々の事業をいう。
- 三 審査委員又は評価者 委員会並びに委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。
- 四 被評価者 下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。
（下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。）
 - (1) 科学研究費（基盤研究、萌芽研究、若手研究、奨励研究）の研究課題の研究代表者
 - (2) 研究成果公開促進費（学術定期刊行物、学術図書、データベース）の成果公開の代表者
 - (3) 特別研究員奨励費の研究課題の研究代表者
 - (4) 学術創成研究費の研究課題の研究代表者
- 五 推薦者 学術創成研究費として推進すべき研究テーマを推薦する者をいう。
- 六 評価協力者 基盤研究（S）及び学術創成研究費の中間評価及び事後評価において、研究課題ごとに選定する学識経験のある者をいう。

（評価の種類）

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査（事前評価）
- 二 中間評価
- 三 事後評価

(評価の時期)

第 4 条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査 応募書類の受理後、速やかに行う。
- 二 中間評価 第 3 章に定める時期に行う。(基盤研究(S)の研究課題及び学術創成研究費の研究課題に限る。)
- 三 事後評価 研究期間終了年度の翌年度に行う。(基盤研究(S)の研究課題及び学術創成研究費の研究課題に限る。)

(評価の方法)

第 5 条 評価は、独創性、先駆性、学問的意義及び社会・経済への貢献度を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価
- 四 現地調査による評価

(守秘の徹底)

第 6 条 評価の過程は、非公開とする。

- 2 審査委員(評価者) 及び評価協力者(以下「評価者等」という。) は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。
 - 一 計画調書、研究進捗状況報告書及び研究終了報告書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものを除く。)
 - 二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)
 - 三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)
 - 四 評価者等が行う評点及びその集計結果
 - 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
 - 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)
 - 七 その他非公開とされている情報
- 3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

(研究者倫理の遵守)

第 7 条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第 8 条 評価に関する利害関係の排除(利益相反) の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 科学研究費、特別研究員奨励費、学術創成研究費の場合
 - (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合、及び学術創成研究費において評価者等自身が推薦した研究課題である場合は、評価に加わらないこととする。
 - (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
緊密な共同研究を行う関係

(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究
会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)

同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)

密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれ
のある対立的な関係もしくは競争関係

二 研究成果公開促進費の場合

(1) 審査委員自身が、成果公開の応募者である場合は、評価に加わらないこととする。

(2) 審査委員が、成果公開の応募者又は応募団体(学会、研究者グループ等)との関係にお
いて、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

事業遂行における緊密な関係

(例えば、学術定期刊行物の編者、学術図書の執筆・編者及び翻訳・校閲者、データ
ベース作成における協力者)

同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)

密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

成果公開の採否が審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立
的な関係もしくは競争関係

(評価結果の開示等)

第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

2 中間評価の結果の開示及び公表は、第16条に定めるとおりとする。

3 事後評価の結果の開示及び公表は、第19条に定めるとおりとする。

4 審査委員(評価者)及び評価協力者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

第2章 審査（事前評価）

（審査の方針）

第10条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費補助金の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

一 全研究種目共通の方針

- (1) 平成17年3月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成17年9月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」に則り、厳正な審査を行う。
- (2) 研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。
研究課題の選定に当たっては、研究目的の明確さ、研究の独創性、学術的な波及効果等を考慮するとともに、当該研究者の従来の研究経過・成果をも厳正に評価する（萌芽研究を除く。）。その上で、研究計画に妥当性があり、研究成果の期待できるものを選定するようにする。なお、その際、新しい学問分野の開拓及び進展についても十分配慮する。
また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。
- (3) 研究代表者が研究分担者とともに研究組織を構成する研究課題にあっては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。
- (4) 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円以上とする。
- (5) 特別推進研究又は基盤研究の研究課題のうち研究期間が4年以上のものであって、研究期間の最終年度に当たる研究課題の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望して応募した研究課題（以下「研究計画最終年度前年度の応募課題」という。）については、当該科学研究費による研究のこれまでの成果を適切に評価した上で、他の新規応募研究課題と同等の扱いにより、厳正に審査を行う。
- (6) 研究課題の他の研究種目（審査区分）又は専門分野への移し換えはしない。
- (7) 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。
- (8) ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）に係る研究課題については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

二 研究種目（審査区分）別の方針

(1) 科学研究費（基盤研究、萌芽研究、若手研究）

共通事項

ア 各専門分野への配分方法

基盤研究、萌芽研究及び若手研究については、人文・社会科学、自然科学の各分野にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ専門分野別の配分枠を設けるものとし、新規応募研究課題に係る各専門分野毎の配分枠には、別途文部科学省から示される配分予定額をもとに、別添2「科学研究費補助金（科学研究費）配分方式」（以下、「配分方式」という。）により算出した額を配分する。

イ 配分額の調整

上記「ア」の配分方法に加え、次の事項につき、第2段審査において必要な調整を行う。

- a 人文・社会科学の研究の振興のための調整
- b 私立学校の振興並びに技術教育振興等への貢献度に配慮し、私立大学、高等専門学校等に所属する研究者に対する研究助成の充実を図るための調整
- c その他必要が認められる調整

ウ 配分予定額の決定

採択候補研究課題の配分予定額については、基本的に研究種目ごとに定める充足率に従って決定するが、明らかに問題がある場合には、第1段審査の評価項目の一つである「研究経費の妥当性」の評価結果も踏まえ、第2段審査を行う審査委員が査定する。

エ 研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題の取扱い

変更を行おうとする研究計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募研究課題の配分に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

オ 翌年度以降の内約額の取扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された研究課題の研究が十分遂行し得るよう配慮すること。ただし、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募研究課題の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

カ 他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い

- a 他の研究課題の受入・応募等の状況は、第2段審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。
- b 採択候補研究課題については、研究計画調書の「他の研究課題の受入・応募等の状況」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。
- c 応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択とする場合には、小委員会全体の合議により決定する。

キ エフォートの取扱い

エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）は、第2段審査において「研究課題が十分遂行し得るかど

うか」を判断する際の参考とする。

ただし、エフォートは、研究課題の遂行が可能であると判断した研究代表者又は研究分担者が、研究計画調書作成時において、予想で記載しているものであり、その割合については、採択後に変更することができる点に留意する。

個別事項

ア 基盤研究（S）

- a これまでの研究成果を踏まえて、さらに独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。また、採択件数が限られていることから、分科ごとの応募件数等にとらわれず、学術的に真に優れた研究課題を選定する。
- b 研究課題の研究期間は、原則として5年とする。
- c 同一の研究代表者の基盤研究（S）の応募研究課題と基盤研究（A）の応募研究課題については、両方の応募研究課題を比較しつつ採否を検討することは避け、それぞれの応募研究課題が採択に値するかどうかを個別に判断する。

イ 基盤研究（A）（B）（C）

a 審査区分「一般」

- (ア) 独創的、先駆的な研究を格段に発展させるためのもので、特色ある研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。
- (イ) 研究課題の研究期間は、3年から5年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。
- (ウ) 同一の研究代表者の基盤研究（A）の応募研究課題と基盤研究（S）の応募研究課題については、両方の応募研究課題を比較しつつ採否を検討することは避け、それぞれの応募研究課題が採択に値するかどうかを個別に判断する。
- (I) 基盤研究（C）に設けている「私立学校・高等専門学校調整枠」については、私立学校・高等専門学校だけではなく、国立大学以外で、研究環境が十分に整っているとはいえない研究機関も対象とする。

b 審査区分「海外学術調査」

- (ア) 独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。
- (イ) 研究の対象及び方法において、主たる目的が、国外の特定地域におけるフィールド調査、観測又は資料収集を行う研究課題を選定する。なお、設備備品の購入は、少額なパソコン等を除き、海外での調査、観測又は資料収集に直接使用するものに限られることに留意する。
- (ウ) 研究課題の研究期間は、3年から5年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。
- (I) 同一の研究代表者の基盤研究（A）の応募研究課題と基盤研究（S）の応募研究課題については、両方の応募研究課題を比較しつつ採否を検討することは避け、それぞれの応募研究課題が採択に値するかどうかを個別に判断する。

ウ 萌芽研究

- a 独創的な発想、特に意外性のある着想に基づく芽生え期の研究、例えば、新しい研究分野の展開につながるような成果が生まれること、又はその契機となることが期待される研究課題を選定する。
- b 研究課題の研究期間は、3年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

エ 若手研究（S）

- a 新規応募研究課題の開始年度の4月1日現在で42歳以下の研究者が一人で行

う研究であって、これまでの成果を踏まえ、自ら組織を率いて研究を推進することにより、格段の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。

b 研究課題の研究期間は、5年とする。

オ 若手研究(A)(B)

a 新規応募研究課題の開始年度の4月1日現在で37歳以下の研究者が一人で行う研究であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。

特に若手研究(A)については、従来の研究経過や各研究分野の特性に応じた研究者の研究活動等を考慮し、研究代表者がその研究を遂行し、研究成果をあげることが期待される研究課題を選定する。

b 研究課題の研究期間は、2年から4年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

カ 若手研究(スタートアップ)

a 初めて研究者として研究機関に採用された者が一人で行う研究であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。

b 研究課題の研究期間は、2年とする。

c 新規応募研究課題の開始年度に、「特別研究員奨励費」の内約があった者の応募研究課題については、合議審査の際に配慮を行う。

d 異なる研究機関等から採用された者の応募研究課題については、合議審査の際に配慮を行う。

(2) 科学研究費(奨励研究)

各専門分野への配分については、配分方式により算出した額を専門分野別の配分予定枠とするが、人文・社会科学、自然科学の各分野にわたって調和が図られるように配慮する。

小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・盲学校・聾学校・養護学校・幼稚園・専修学校の教員、教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者(大学等の研究機関の常勤の研究者等を除く。)が一人で行う研究で、大学等の研究機関で行われないような教育的・社会的意義を有する研究課題(商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究(市場動向調査を含む。))及び業として行う受託研究を除く。)を選定する。

なお、研究課題の選定に際しては、小学校・中学校・高等学校等の教員による研究と、その他の者による研究との調和に配慮する。

研究課題の研究期間は、1年とする。

同一人が引き続き2年以上採択となる場合は、特に厳選する。

(3) 研究成果公開促進費

共通事項

ア 各分野への配分方法

各分野への配分枠については、あらかじめ設けないこととするが、人文・社会科学から自然科学までの各分野にわたって調和が図られるように配慮する。

イ 多元的な評価指標に基づく審査

審査は、各種目ごとに設定された多元的な評価指標に基づき行うこととする。

なお、多元的な評価指標のうち、格段に優れた指標があるものについては、慎重に審査を行うこととする。

ウ 翌年度以降の内約額の扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された成果公開が十分遂行しうよう配慮すること。ただし、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募成果公開の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

「学術定期刊行物」及び「データベース」に係る事項

競争入札に係る取組状況については、学会又は複数の学会等の協力体制による団体等及び研究機関に所属する応募者の行う成果公開のうち、一定額を超える契約の締結を要するもので、採択後の事業を開始しようとする時まで、一般競争入札により契約の相手方の選定を行わない計画となっているものは選定しない。

「学術定期刊行物」及び「学術誌データベース」に係る事項

経理管理事務・監査体制の整備状況については、成果公開の応募者の所属する学会又は複数の学会等の協力体制による団体等において、経理管理事務・監査体制の整備がなされておらず、補助金の交付先として適さないものは選定しない。

個別事項

ア 学術定期刊行物

- a 我が国の代表的な学会又は複数の学会等の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するため、レフェリー制等により質の保証された原著論文の発信を目的として定期的に刊行する欧文誌又は欧文抄録を有する和文誌のうち、重要な学術研究の成果の刊行を目的とした学術的価値が高いものを選定する。

ただし、次の(a)～(f)に該当するものは選定しない。

- (a) 出版社の企画によって刊行するもの
- (b) 各年度の補助要求額が100万円未満のもの
- (c) 全国の当該分野の研究者総数に比して、購読者数が極めて少数であるもの
- (d) 購読者が一地方若しくは特定の研究機関の関係者が中心となっているもの
- (e) 刊行経費に充当できる財源が原則として50%未満であるもの
- (f) 過去3年間、外国人又は海外の研究機関に所属の研究者からの投稿論文の掲載がなく、かつ海外での有償頒布が行われていないもの

また、成果公開の選定に当たっては、次の(ア)、(イ)の区分ごとに行う。

(ア) 「欧文誌」

「欧文誌」は、年間総ページ中の欧文ページが占める割合が50%以上であるものから選定する。

「欧文誌」として採択されたもののうち、複数の学会等が協力体制をとって刊行(学会等の統廃合などにより同等の協力体制がとられているものを含む。)する国際競争力の高い欧文誌で、次の(a)～(f)のすべての要件を満たすものの中から「特定欧文総合誌」を選定する。選定に当たって、新たに創刊し間もないもの(3年まで)については、いずれかの要件を満たさない場合であっても、その後の計画も含めて総合的に判断することとする。

なお、次の(a)～(f)のすべての要件を満たすものであっても、「特定欧文総合誌」として審査されることを希望していないものは、「特定欧文総合誌」として選定しない。

- (a) 参加する団体及び出版社が明確であるもの
- (b) 作成及び販売における協力体制が確立しているもの
- (c) 査読や編集の委員に専門の外国人を採用するなど、欧文誌の高度化を図

- っているもの
- (d) 年4回以上発行しているもの
- (e) 年間総ページ中の欧文ページが占める割合が100%であるもの
- (f) 1回の発行部数の30%以上を海外に有償で頒布しているもの
- (1) 「欧文抄録を有する和文誌」
 - 「欧文抄録を有する和文誌」は、欧文抄録を有し、年間総ページ中の欧文ページが占める割合が50%未満であるものから、学問分野の性格上、高く評価されるものを選定する。
 - また、「欧文抄録を有する和文誌」は、原則として人文・社会科学を対象とする分野のものに限る。
- b 一つの学会等から複数の応募があった場合には、特に慎重に審査を行う。
- c 国際情報発信強化及び我が国の学術の振興と普及の観点から、以下のいずれかに該当する学術定期刊行物の形成及び効率的・安定的な刊行を目的として、応募のあった事業期間(最長4年)を限度として複数年度の内約を行うことができる。
 - ・海外の極めて競争力の高い学術誌に対抗しうるもの
 - ・当該分野の学術研究の発展及び国際交流に貢献すると特に認められるもの
- d 複数年度の内約を受けている学術定期刊行物のうち、計画の大幅な変更を行うものについては、変更を行おうとする計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募成果公開の配分額に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

イ 学術図書

- a 個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行しようとする学術図書、又は我が国の優れた学術研究の成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた図書・論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行する学術図書で、学術的価値が高いもの(特に独創的または先駆的なもの)、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすものを選定する。
 - ただし、次の(a)~(h)に該当するものは選定しない。
 - (a) 既に類似の成果が刊行されているもの
 - (b) 既に学術誌等を通じて公表されている論文を単に集成し、刊行するもの
 - (c) 学術研究の成果とは言い難いもの
 - (d) 大学、研究所等の研究機関がその事業として翻訳・校閲・刊行すべきもの
 - (e) 出版社等の企画によって刊行するもの
 - (f) 市販しないもの
 - (g) 十分に市販性があるもの
 - (h) 翻訳者・校閲者又は出版社等への原稿渡しが、事業開始年度の4月1日より前のもの
- b 当該学術図書が刊行されることの意義についても審査を行う。
- c 同一体系の図書であっても、個々の学術図書の応募として、個別に審査を行う。
- d 同一の応募者から複数の応募が行われている場合は、個々の学術図書の応募として、個別に審査を行う。
- e 発行部数が2,000部以上のもの、及び定価が高額のもの、慎重に審査する。
- f 翻訳・校閲の上2年次目に刊行するものについては、応募のあった事業期間(2年)について内約を行う。

ウ データベース

我が国の学術研究動向を踏まえ、データベースの必要性は高いが未整備の分野、

我が国で発展を遂げた分野、我が国がその研究や情報の世界的なセンターになっている分野等において、個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とした、学術的価値が高いものを選定する。

また、成果公開の選定に当たっては、次の a、b の区分ごとに行う。

a 「研究成果データベース」

(ア) 「研究成果データベース」は、個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、既に実用に供し得る条件を備え、かつ次の(a)～(d)のすべての要件を満たすものから選定する。

(a) 我が国の学術研究動向を踏まえ、次のいずれかの分野に属するもの。

- ・我が国における研究活動が国際的に主導的な立場にあり、我が国でデータベースを形成することが国際的にも期待されている分野。
- ・国内の優れた研究成果を国際的に適切に流通させるため、国内においてデータベース化する必要のある分野。
- ・国内での学術研究を推進する上で、データベースの形成に対して期待が高く、かつ国際的にも国内的にも同様な内容のデータベースが存在しない分野。
- ・国際的にも重要な分野で、データベースの形成に対して我が国に協力を求められている分野。

(b) データベース化するためのデータの収集、評価及びそのデータベース化の作業等について、作成組織及び技術的方式が確立しているもの。

(c) 当該データベースにより、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立しており、公開計画が明確なもの。

(d) データ容量、所要経費が相当量(額)以上であるもの。

(イ) 学術的価値のみならず、有用性、公開利用状況及び経費の妥当性等の指標に基づいて、審査を行うとともに、データベースの作成計画全体についても、審査を行う。

(ウ) 採択されたもののうち、研究者による有効利用を通じ、当該分野における学術研究の発展に特に有用であると見込まれるデータベースで、重点的かつ継続的な助成を行うものを「重点データベース」とし、その他を「一般データベース」とする。

「重点データベース」は、当該分野の研究者のニーズ・研究動向を踏まえた学問的貢献度、作成組織体制等において特に優れており、当該分野の学術研究の発展に大きく貢献するものを選定し、データベース作成を円滑かつ計画的に遂行させるため、応募のあった事業期間(最長5年)を限度として、複数年度の内約を行うことができる。

(I) 複数年度の内約を受けている「重点データベース」のうち、計画の大幅な変更を行うものについては、変更を行おうとする計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募成果公開の配分額に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

b 「学術誌データベース」

(ア) 「学術誌データベース」は、我が国の代表的な学会又は複数の学会等の協力体制による団体等(以下「学術団体等」という。)が作成するデータベースで、かつ学術団体等が発行する学術誌の掲載論文等を電子化するもの(過去の掲載論文等のアーカイブを構築するものを含む。)を、次の(a)～(c)のすべての要件を満たすものから選定する。

(a) 重要な学術研究の成果の発信を目的とした学術的価値が高い学術誌であること。(「学術定期刊行物」としても採択されるような学術誌であること。)

- (b) 原則として、将来的に自立して事業が継続されることが期待できること。
- (c) データベースを流通させるためのシステムを既に有する又は他のシステムを活用するなど、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立されており、電子化された学術誌の公開計画が明確であること。

- (イ) 学術的価値のみならず、有用性、公開利用状況及び経費の妥当性等の指標に基づいて、審査を行う。
- (ウ) 採択された事業のうち、特に補助終了後に自立して事業を継続できることが見込まれるデータベースについては、データベース作成を円滑かつ計画的に遂行させるため、重点的かつ継続的な助成を行うこととし、応募のあった事業期間（最長5年）を限度として、複数年度の内約を行うことができる。
- (I) 複数年度の内約を受けている「学術誌データベース」のうち、計画の大幅な変更を行うものについては、変更を行おうとする計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募成果公開の配分額に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

(4) 特別研究員奨励費

我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ若手研究者を育成するため、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員が行う、又は外国人特別研究員が受入研究者と共同して行う、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。また、審査に当たっては、研究目的の明確さ、研究計画の独創性等を考慮するとともに、研究成果が期待できる研究課題を選定する。

研究課題の研究期間は、3年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

(審査の実施体制)

第11条 委員会において行う審査は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	審査事項
審査・評価部会に置く運営小委員会及び10小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤研究(S)の研究課題 ・若手研究(S)の研究課題
審査第一部会に置く運営小委員会及び15小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤研究(A)(審査区分「一般」)の研究課題 ・基盤研究(B)(審査区分「一般」)の研究課題 ・萌芽研究の研究課題
審査第一部会に置く3小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤研究(A)(審査区分「海外学術調査」)の研究課題 ・基盤研究(B)(審査区分「海外学術調査」)の研究課題
審査第二部会に置く運営小委員会及び15小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤研究(C)(審査区分「一般」)の研究課題 ・若手研究(A)の研究課題 ・若手研究(B)の研究課題
審査第二部会に置く運営小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・特別研究員奨励費の研究課題
審査第三部会に置く運営小委員会及び7小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・若手研究(スタートアップ)の研究課題
奨励研究部会	<ul style="list-style-type: none"> ・奨励研究の研究課題
成果公開部会に置く運営小委員会及び4小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学術定期刊行物の成果公開 ・学術図書の結果公開 ・データベースの結果公開

(審査の方法)

第 12 条 審査の方法は、次のとおりとする。

一 審査・評価部会

(1) 基盤研究 (S)

新規研究課題

[研究課題の採択決定までの進め方]

ア 各小委員会は、書面審査を行う審査委員が個々の研究課題の研究計画調書について専門的見地から審査する書面審査の結果を基にして、ヒアリングを行う応募研究課題 (以下「ヒアリング研究課題」という。) を選定する。

イ 書面審査を行う審査委員は、別添 3 の評定基準等に基づき、研究計画調書により審査を行う。

ウ 各小委員会は、選定したヒアリング研究課題について、ヒアリングを行い採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定する。

エ 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、合議により採択研究課題を決定する。

[各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方]

ア 各小委員会は、研究計画調書及び書面審査の結果を基に、合議によりヒアリング研究課題を選定する。

イ 各小委員会は、ヒアリング研究課題毎に担当審査委員を決定する。

ウ 各小委員会におけるヒアリングは、研究計画調書、追加説明資料及び書面審査の結果をもとに行う。

エ ヒアリングは、次のとおり行うこととする。

a 時間配分の目安

(ア) 研究代表者等から研究内容の説明 7 分

(イ) 質疑応答 8 分

(ウ) 審議及びコメントの記載 5 分

b 説明者 研究代表者及び研究分担者 3 名以内

c 説明資料

研究計画調書及び追加説明資料

オ 採択研究課題の選定

a 各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について、「(ア) 審査に当たっての着目点 (a) ~ (f)」の各要素に着目し、「(イ) 審査基準」により審査を行う。

b 各小委員会は、「国際的な水準から見て一定の評価を得ている個人型の研究であって、国際的にさらに高い評価を得る可能性がある研究課題」を選定することに特に留意し、配分方式により算出した研究分野 (各小委員会) ごとの「配分枠」を基に、合議により採択候補研究課題を選定する。

なお、「配分枠」の範囲内では採択できないが、基盤研究 (S) として採択すべき研究課題がある場合には、当該研究課題を補欠研究課題として選定することができる。

c 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、別に設けられる「配分調整枠」等を基に、合議により採否を決定する。

(ア) 審査に当たっての着目点

(a) 基盤研究 (S) として推進する必要性

- ・ 国際的にさらに高い評価を得る可能性がある研究計画であるか。
- ・ 研究代表者及び研究分担者は国際的に卓越した実績を挙げているか。

- (b) 研究課題の学術的重要性・妥当性
 - ・ 学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
 - ・ 研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
 - ・ 応募額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。
- (c) 研究計画・方法の妥当性
 - ・ 研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
 - ・ 研究計画を遂行する上で、当初計画どおりに進まないときの対応など、多方面からの検討状況は考慮されているか。
 - ・ 研究計画を遂行する能力が十分にあるか。
- (d) 研究課題の独創性及び革新性
 - ・ 研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が認められるか。
- (e) 研究課題の波及効果及び普遍性
 - ・ 当該研究分野もしくは関連研究分野の進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。
 - ・ 科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。
- (f) 他の研究課題の受入・応募等の状況
 - ・ 研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか。

(イ) 審査基準

評価	評 価 基 準
A	採択するに値するものである
A -	「A」に準ずるものである
B	「A - 」よりもやや劣るものである
C	採択すべきではない

継続研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

(2) 若手研究 (S)

新規研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、書面審査を行う審査委員が個々の研究課題の研究計画調書について専門的見地から審査する書面審査の結果を基にして、ヒアリング研究課題を選定する。

イ 書面審査を行う審査委員は、別添 4 の評定基準等に基づき、研究計画調書により審査を行う。

ウ 各小委員会は、選定したヒアリング研究課題について、ヒアリングを行い採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定する。

エ 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、合議により採択研究課題を決定する。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、研究計画調書及び書面審査の結果を基に、合議によりヒアリング

研究課題を選定する。

イ 各小委員会は、ヒアリング研究課題毎に担当審査委員を決定する。

ウ 各小委員会におけるヒアリングは、研究計画調書、追加説明資料及び書面審査の結果をもとに行う。

エ ヒアリングは、次のとおり行うこととする。

a 時間配分の目安

(ア) 研究代表者から研究内容の説明・・・・・・・・・・ 7分

(イ) 質疑応答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8分

(ウ) 審議及びコメントの記載・・・・・・・・・・・・・・ 5分

b 説明者 研究代表者

c 説明資料

研究計画調書及び追加説明資料

オ 採択研究課題の選定

a 各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について、「(ア) 審査に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、「(イ) 審査基準」により審査を行う。

b 各小委員会は、「将来の発展が期待される優れた研究課題」を選定することに特に留意し、配分方式により算出した研究分野（各小委員会）ごとの「配分枠」を基に、合議により採択候補研究課題を選定する。

なお、「配分枠」の範囲内では採択できないが、若手研究（S）として採択すべき研究課題がある場合には、当該研究課題を補欠研究課題として選定することができる。

c 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、別に設けられる「配分調整枠」等を基に、合議により採択研究課題を決定する。

(ア) 審査に当たっての着目点

(a) 若手研究（S）として推進する必要性

- ・ 国際的に高い評価を得る可能性がある研究計画であるか。
- ・ 研究代表者がこれまでの成果を踏まえ、自ら組織を率いて研究を行う体制となっているか。
- ・ 研究代表者は国内外で卓越した実績を挙げているか。

(b) 研究課題の学術的重要性・妥当性

- ・ 学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・ 研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
- ・ 応募額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。

(c) 研究計画・方法の妥当性

- ・ 研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
- ・ 研究計画を遂行する上で、当初計画どおりに進まないときの対応など、多方面からの検討状況は考慮されているか。
- ・ 研究計画を遂行する能力が十分にあるか。

(d) 研究課題の独創性及び革新性

- ・ 研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が認められるか。

(e) 研究課題の波及効果及び普遍性

- ・ 当該研究分野もしくは関連研究分野の進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。
- ・ 科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。

(f) 他の研究課題の受入・応募等の状況

- ・ 研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか。

(イ) 審査基準

評価	評 価 基 準
A	採択するに値するものである
A -	「A」に準ずるものである
B	「A - 」よりもやや劣るものである
C	採択すべきではない

継続研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

二 審査第一部会

(1) 基盤研究(A)(B)(審査区分「一般」)

新規研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、第1段審査を行う審査委員が個々の研究課題の研究計画調書について専門的見地から審査する第1段審査の審査結果を基にして、広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により採択研究課題を決定する。(二段審査制)

イ 第1段審査を行う審査委員は、別添5の評定基準等に基づき、研究計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、分科(人文社会系の小委員会にあっては細目)ごとに審査グループを設けることとする。

イ 各審査グループは、配分方式を準用し、「配分枠」を分科(細目)ごとに按分した額を配分目安額として、合議により、採択候補研究課題を選定する。

ウ 各小委員会は、配分方式により算出した研究分野(各小委員会)ごとの「配分枠」を基に採択研究課題を決定する。

エ 各小委員会は、採択研究課題を決定する際に、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために、採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

オ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、全体での合議により必要な調整を行い、採択研究課題を決定する。

継続研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

(2) 基盤研究(A)(B)(審査区分「海外学術調査」)

新規研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択研究課題を決定する。

イ 各小委員会に属する審査委員は、別添6の評定基準等に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、合議審査を行うに当たって、次の分野別の審査グループを設ける。

a 人文社会科学系小委員会：「人文学」、「社会科学」

b 理工系小委員会：「数物系科学」、「化学・工学」

c 生物系小委員会：「生物学・農学」、「医歯薬学」

イ 各審査グループは、配分方式を準用し、「配分枠」を分科(細目)ごとに按分した額を配分目安額として、合議により、採択候補研究課題を選定する。

ウ 各小委員会は、配分方式により算出した研究分野(各小委員会)ごとの「配分枠」を基に採択研究課題を決定する。

エ 各小委員会は、採択研究課題を決定する際に、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために、採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

オ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、全体での合議により必要な調整を行い、採択研究課題を決定する。

継続研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

(3) 萌芽研究

新規研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、第1段審査を行う審査委員が個々の研究課題の研究計画調書について専門的見地から審査する第1段審査の審査結果を基にして、広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により採択研究課題を決定する。(二段審査制)

イ 第1段審査を行う審査委員は、別添7の評定基準等に基づき、研究計画調書により審査を行う。

〔各小委員会における採択研究課題の決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、分科(人文社会系の小委員会にあっては細目)ごとに審査グループを設けることとする。

イ 各審査グループは、配分方式により算出した研究分野(各小委員会)ごとの「配分枠」と「当該年度の平均応募額」等により算出される採択予定件数に基づき、合議により採択候補研究課題を選定する。

ウ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、次のa~cに該当する場合には、全体での合議を行い、採択研究課題を決定する。

a 第1段審査の結果を大幅に覆して採否を決定する場合

b 研究計画調書に記載された研究経費を大幅に減額して採択する場合

c その他、各小委員会が小委員会全体での合議が必要であると判断する場合

エ 各小委員会は、上記「ウ」の合議を行う必要がないと判断した場合には、各審査

グループの合議の結果に基づき、採択研究課題を決定する。

〔各研究課題への配分額の調整〕

ア 各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分枠」の範囲となるように、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

イ 運営小委員会は、上記「ア」の調整の結果、特定の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率が、他の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率と比較し著しく低いと判断した場合には、配分方式により算出される専門分野別の「配分枠」とは別に設けられる「配分調整枠」により各小委員会の採択研究課題全体の平均充足率に著しい不均衡が生じないように調整を行う。

継続研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

三 審査第二部会

(1) 基盤研究(C)(審査区分「一般」、若手研究(B)

新規研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、第1段審査を行う審査委員が個々の研究課題の研究計画調書について専門的見地から審査する第1段審査の審査結果を基にして、広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により採択研究課題を決定する。(二段審査制)

イ 第1段審査を行う審査委員は、別添5の評定基準等に基づき、研究計画調書により審査を行う。

〔各小委員会における採択研究課題の決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、分科(人文社会系の小委員会にあっては細目)ごとに審査グループを設けることとする。

イ 各審査グループは、配分方式により算出した研究分野(各小委員会)ごとの「配分枠」と「当該年度の平均応募額」等により算出される採択予定件数に基づき、合議により採択候補研究課題を選定する。

ウ 各審査グループは、「配分枠」のボーダーライン付近にある応募研究課題の中から、「私立学校・高等専門学校調整枠」により採択する研究課題を選定する。

エ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、次のa～cに該当する場合には、全体での合議を行い、採択研究課題を決定する。

a 第1段審査の結果を大幅に覆して採否を決定する場合

b 研究計画調書に記載された研究経費を大幅に減額して採択する場合

c その他、各小委員会が小委員会全体での合議が必要であると判断する場合

オ 各小委員会は、上記「エ」の合議を行う必要がないと判断した場合には、各審査グループの合議の結果に基づき、採択研究課題を決定する。

〔各研究課題への配分額の調整〕

ア 各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分枠」の範囲となるように、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

イ 運営小委員会は、上記「ア」の調整の結果、特定の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率が、他の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率と比較し著しく低いと判断した場合には、配分方式により算出される専門分野別の「配分枠」とは別

に設けられる「配分調整枠」により各小委員会の採択研究課題全体の平均充足率に著しい不均衡が生じないように調整を行う。

継続研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

(2) 若手研究（A）

新規研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、第1段審査を行う審査委員が個々の研究課題の研究計画調書について専門的見地から審査する第1段審査の審査結果を基にして、広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により採択研究課題を決定する。（二段審査制）

ただし、各小委員会が選定する補欠研究課題については、運営小委員会の合議により決定する。

イ 第1段審査を行う審査委員は、別添5の評定基準等に基づき、研究計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、分科（人文社会系の小委員会にあっては細目）ごとに審査グループを設けることとする。

イ 各審査グループは、分科（細目）の専門的見地から、合議により、若手研究（A）にふさわしい採択候補研究課題を厳選する。

ウ 各小委員会は、配分方式により算出した研究分野（各小委員会）ごとの「配分枠」を基に、採択研究課題を決定する。

エ 各小委員会は、採択研究課題を決定する際に、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

オ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、全体での合議により必要な調整を行い、採択研究課題を決定する。

なお、「配分枠」の範囲内では採択できないが、若手研究（A）として採択すべき研究課題がある場合には、当該研究課題を補欠研究課題として選定することができる。

カ 運営小委員会は、各小委員会が選定した補欠研究課題について、別に設けられる「配分調整枠」等を基に、合議により、採否を決定する。

なお、その際、各分野間の採択件数のバランスに配慮する。

継続研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

(3) 特別研究員奨励費

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

運営小委員会は、次の評定要素に着目しつつ、総合的な判断の上、合議により採択研究課題を決定する。

【評定要素】

- ・研究目的は具体的かつ明確に設定されているか。
- ・研究計画及び研究方法は独創的なものであるか。
- ・研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっているか。
- ・研究計画に照らし、研究経費の内容が適切であるか。

四 審査第三部会

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択研究課題を決定する。

各小委員会に属する審査委員は、別添 8 の評定基準等に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査グループを設けることとする。

各審査グループは、配分方式により算出した研究分野（各小委員会）ごとの「配分枠」と「当該年度の平均応募額」等により算出される採択予定件数に基づき、合議により採択候補研究課題を選定する。

各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、全体での合議により必要な調整を行い、採択研究課題を決定する。

〔各研究課題への配分額の調整〕

各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分枠」の範囲となるように、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

運営小委員会は、上記「 」の調整の結果、特定の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率が、他の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率と比較し著しく低いと判断した場合には、各小委員会の採択研究課題全体の平均充足率に著しい不均衡が生じないように調整を行う。

五 奨励研究部会

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

(1) 奨励研究部会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択研究課題を決定する。

(2) 奨励研究部会に属する審査委員は、別添 9 の評定基準等に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

〔部会における採択研究課題の決定までの進め方〕

(1) 奨励研究部会は、人文社会科学と自然科学の 2 つの分野に分かれて審査を行う。

(2) 奨励研究部会は、審査を円滑に進めるため、人文社会科学と自然科学の 2 つの分野に審査希望分野ごとの審査グループを設けることとする。

(3) 各審査グループは、配分方式を準用し、審査希望分野ごとに按分した額と当該分野にかかる「当該年度の平均応募額」等により算出される採択予定件数に基づき、合議により、採択候補研究課題を選定する。

(4) 奨励研究部会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、合議により採択研究課題を決定する。

〔各研究課題への配分額〕

各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、人文社会科学と自然科学の 2 つの分野の調和が図られるよう、採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

六 成果公開部会

(1) 学術定期刊行物

〔新規成果公開及び継続成果公開の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開を決定する。

各小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査希望分野ごとに審査グループを設けることとする。

各審査グループは、審査希望分野（各小委員会）及び広領域（審査希望分野を複数選択したもの）のそれぞれについて、種目（区分）ごと（「欧文誌」の「配分予定枠」の設定に際しては、「欧文誌」と「特定欧文総合誌」をあらかじめ区分しないこととする。）に、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより算出した「配分予定枠」から「調整枠」を差し引いた額について、各審査グループごとの応募額により按分した額（「配分目安額」）を基にして、次のア～オのとおり、採択候補成果公開等を選定する。

ア 各審査グループにおいて、「欧文誌」と「和文誌」の採択候補成果公開を選定する。

イ 各審査グループにおいて、選定した「欧文誌」の採択候補成果公開の中から「特定欧文総合誌」に値する候補成果公開の有無について検討する。

ウ 各審査グループにおいて、すべての採択候補成果公開の中から「複数年の内約を行う成果公開」に値する候補成果公開の有無について検討する。

エ 各審査グループにおいて、種目（区分）等にとらわれず、重要な成果公開を採択もしくは重点配分できるようにするために、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」による採択候補成果公開について検討する。

オ 各審査グループにおいて、広領域の応募成果公開に対して、該当する分野の各小委員会として付す評点について検討する。

各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補成果公開について、小委員会全体での合議により必要な調整を行い、以下のア～エのとおり、採択成果公開等を決定する。

ア 各小委員会において、「欧文誌」及び「和文誌」の採択成果公開を決定する。

イ 各小委員会において、「特定欧文総合誌」及び「複数年の内約を行う成果公開」としての採択成果公開を決定する。

ウ 各小委員会は、種目（区分）等にとらわれず、「調整枠」による採択成果公開を決定する。

エ 該当する分野の各小委員会において、広領域の応募成果公開に対して、各小委員会として付す評点を決定する。

運営小委員会は、各小委員会における評価結果を基に、運営小委員会において合議により必要な調整を行い、広領域の採択成果公開及び「調整枠」による採択成果公開を決定する。

運営小委員会及び各小委員会は、採択成果公開を決定する際に、「配分予定枠」の範囲内で多くの成果公開を採択するために採択成果公開の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

〔各成果公開への配分額の調整〕

各成果公開への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分予定枠」の範囲となるように、各小委員会における採択成果公開全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

運営小委員会及び各小委員会は、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」により、種目（区分）等にとらわれず、重要な成果公開を重点配分できるようにするための調整を行う。

運営小委員会は、「特定欧文総合誌」として採択された成果公開について、「配分予定枠」の算出に際し、「特定欧文総合誌」及び「学術誌データベース」に対して特に重点的な配分を可能とするため、「配分可能額」からあらかじめ確保している「重点配分枠」により重点配分する額の調整を行う。

(2) 学術図書

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開を決定する。

各小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査希望分野ごとに審査グループを設けることとする。

各審査グループは、審査希望分野（各小委員会）及び広領域（審査希望分野を複数選択したもの）のそれぞれについて、種目（区分）ごとに、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより算出した「配分予定枠」から「調整枠」を差し引いた額について、各審査グループごとの応募額により按分した額（「配分目安額」）を基にして、次のア～ウのとおり、採択候補成果公開等を選定する。

ア 各審査グループにおいて、採択候補成果公開を選定する。

イ 各審査グループにおいて、種目（区分）等にとらわれず、重要な成果公開を採択もしくは重点配分できるようにするために、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」による採択候補成果公開について検討する。

ウ 各審査グループにおいて、広領域の応募成果公開に対して、該当する分野の各小委員会として付す評点について検討する。

各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補成果公開について、小委員会全体での合議により必要な調整を行い、次のア～ウのとおり、採択成果公開等を決定する。

ア 各小委員会において、採択成果公開を決定する。

イ 各小委員会は、種目（区分）等にとらわれず、「調整枠」による採択成果公開を決定する。

ウ 該当する分野の各小委員会において、広領域の応募成果公開に対して、各小委員会として付す評点を決定する。

運営小委員会は、各小委員会における評価結果を基に、運営小委員会において合議により必要な調整を行い、広領域の採択成果公開及び「調整枠」による採択成果公開を決定する。

運営小委員会及び各小委員会は、採択成果公開を決定する際に、「配分予定枠」の範囲内で多くの成果公開を採択するために採択成果公開の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

〔各成果公開への配分額の調整〕

各成果公開への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分予定枠」の範囲となるように、各小委員会における採択成果公開全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

運営小委員会及び各小委員会は、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調

調整」により、種目（区分）等にとらわれず、重要な成果公開を重点配分できるようにするための調整を行う。

(3) データベース

〔新規成果公開及び継続成果公開の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開を決定する。

各小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査希望分野ごとに審査グループを設けることとする。

各審査グループは、審査希望分野（各小委員会）及び広領域（審査希望分野を複数選択したもの）のそれぞれについて、種目（区分）ごと（「研究成果データベース」と「学術誌データベース」をあらかじめ区分しないこととする。）に、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより算出した「配分予定枠」から「調整枠」を差し引いた額について、各審査グループごとの応募額により按分した額（「配分目安額」）を基にして、次のア～エのとおり、採択候補成果公開等を選定する。

ア 各審査グループにおいて、「研究成果データベース」と「学術誌データベース」の採択候補成果公開を選定する。

イ 各審査グループにおいて、すべての採択候補成果公開の中から「複数年の内約を行う成果公開」（研究成果データベースにあっては「重点データベース」）に値する候補成果公開の有無について検討する。

ウ 各審査グループにおいて、種目（区分）等にとらわれず、重要な成果公開を採択もしくは重点配分できるようにするために、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」による採択候補成果公開について検討する。

エ 各審査グループにおいて、広領域の応募成果公開に対して、該当する分野の各小委員会として付す評点について検討する。

各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補成果公開について、小委員会全体での合議により必要な調整を行い、次のア～エのとおり、採択成果公開等を決定する。

ア 各小委員会において、「研究成果データベース」及び「学術誌データベース」の採択成果公開を決定する。

イ 各小委員会において、「複数年の内約を行う成果公開」（研究成果データベースにあっては「重点データベース」）としての採択成果公開を決定する。

ウ 各小委員会は、種目（区分）等にとらわれず、「調整枠」による採択成果公開を決定する。

エ 該当する分野の各小委員会において、広領域の応募成果公開に対して、各小委員会として付す評点を決定する。

運営小委員会は、各小委員会における評価結果を基に、運営小委員会において合議により必要な調整を行い、広領域の採択成果公開及び「調整枠」による採択成果公開を決定する。

運営小委員会及び各小委員会は、採択成果公開を決定する際に、「配分予定枠」の範囲内で多くの成果公開を採択するために採択成果公開の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

〔各成果公開への配分額の調整〕

各成果公開への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分予定枠」の範囲となるように、各小委員会における採択成果公開全体の

平均充足率を調整することにより算出される額とする。

運営小委員会及び各小委員会は、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」により、種目（区分）等にとらわれず、重要な成果公開を重点配分できるようにするための調整を行う。

運営小委員会は、学術誌データベースとして採択された成果公開のうち特に必要と認められたものについて、「配分予定枠」の算出に際し、「特定欧文総合誌」及び「学術誌データベース」に対して特に重点的な配分を可能とするため、「配分可能額」からあらかじめ確保している「重点配分枠」により重点配分する額の調整を行う。

（審査結果の開示）

第13条

一 基盤研究、萌芽研究、若手研究

採択されなかった研究代表者のうち、応募時に第1段審査の結果の開示を希望した者に対して、細目（分野）におけるおおよその順位、各評定要素に係る審査委員の素点（平均点）を通知する。

二 奨励研究

採択されなかった研究課題の研究代表者に対して、審査希望分野における書面審査結果のおおよその順位を通知する。

三 研究成果公開促進費

各審査委員の成果公開に対する審査結果が特定されないように配慮した上で、採択されなかった代表者に、当該成果公開の審査結果の所見を通知する。

第3章 中間評価

(中間評価の実施体制)

第14条 中間評価の実施体制は次のとおりとする。

一 基盤研究(S)

審査・評価部会及び当該部会に置く10小委員会において実施する。

二 学術創成研究費

学術創成部会において実施する。

(中間評価の方法)

第15条 中間評価は、対象となる研究課題の研究の進捗状況を把握するとともに、当該研究の今後の発展に資するために行うものであり、その方法は次のとおりとする。

一 基盤研究(S)

(1) 中間評価の時期及び方法

研究課題の研究期間の3年度目に行う。

中間評価は、各小委員会(以下「小委員会」という。)において、原則として書面により行うものとし、必要に応じてヒアリング又は現地調査若しくはその双方を行う。

ヒアリング及び現地調査の実施に際しては、研究代表者に対して、事前に質問事項を提示する。

中間評価対象の研究課題ごとに、小委員会に属する委員を評価分担委員として置くこととする。評価分担委員は、評価協力者の協力を得て、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

中間評価の結果に基づき、必要に応じてそれ以降の研究経費の増額、減額、研究の中止等を行うことができる。

(2) 中間評価の進め方

〔書面評価の進め方〕

評価協力者は、研究代表者が作成する研究進捗状況報告書及び関係書類(研究計画調書、交付申請書、実績報告書(収支決算報告書)等)に基づき、中間評価意見書を作成する。

評価分担委員は、研究進捗状況報告書、関係書類及び中間評価意見書に基づき、中間評価コメント票を作成する。

小委員会においては、研究進捗状況報告書、関係書類、中間評価意見書及び中間評価コメント票に基づき評価を行う。

〔ヒアリングの進め方〕

小委員会において説明者が質問事項への回答等を行うとともに、意見交換等を行う。小委員会に属する委員及び評価協力者は中間評価ヒアリング評価票を作成し、評価を行う。

実施者 小委員会に属する委員及び必要に応じて評価協力者

時間配分の目安

ア 研究代表者等から質問事項への回答等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10分

イ 質疑応答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10分

ウ 審議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5分

説明者 研究代表者及び研究分担者 2名以内

説明資料

研究進捗状況報告書等に基づき説明を行う。ただし、必要に応じて追加説明資料を用いることができる。

〔現地調査の進め方〕

調査者が現地へ赴き、説明者から質問事項への回答等を受けるとともに、研究現場を視察し、意見交換等を行う。調査者は、その結果を中間評価現地調査報告書にまとめ、小委員会に報告する。

調査者	評価分担委員及び必要に応じて評価協力者
調査期間	1日
調査内容	書面等による評価で明らかにされなかった点を中心として調査を行う。
説明者	研究代表者及び研究分担者

〔合議の進め方〕

小委員会は、書面並びに必要に応じて行われるヒアリング及び現地調査の結果に基づき、「(3) 中間評価に当たっての着目点」の各要素に着目し、「(3) 中間評価基準」により中間評価案を作成し、部会に諮る。

部会は、小委員会の中間評価案に基づき、「(3) 中間評価に当たっての着目点」の各要素に着目し、「(3) 中間評価基準」により合議を行い、中間評価を決定し、その結果を委員会に報告する。なお、学術研究以外で問題があった場合は、その内容とともに、「(3) 中間評価基準」で整理した区分に「F」を付す。

(3) 中間評価に当たっての着目点等

中間評価に当たっての着目点

- ア これまでの研究経過について
 - ・これまでの研究の進捗状況はどうか。
- イ これまでの研究成果について
 - ・研究成果の学術的価値はどうか。
 - ・研究成果の関連分野への波及性はどうか。
- ウ 今後の研究計画・方法について
 - ・今後の研究計画・方法の妥当性はどうか。
 - ・今後の研究計画・方法による当初の研究目的の達成可能性はどうか。
- エ 研究経費の使用状況について
 - ・研究経費が適切に使用されているかどうか。

中間評価基準

区分	評価基準
A +	研究の更なる発展が期待でき、より一層の推進を期待する
A	概ね順調に研究成果を上げつつあり、現行のまま推進すればよい
B	当初の計画よりも研究の進捗が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	現状において研究成果が期待できず、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

二 学術創成研究費

(1) 中間評価の時期及び方法

研究課題の研究期間の3年度目に行う。

中間評価は原則としてヒアリングにより行うものとし、必要に応じて現地調査を行う。

現地調査の実施に際しては、研究代表者に対して、事前に質問事項を提示する。

中間評価対象の研究課題ごとに、部会に属する委員を評価分担委員として置くこととする。評価分担委員は、評価協力者の協力を得て、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

中間評価結果に基づき、必要に応じて以後の研究経費の増減、研究の中止等を行う。

ヒアリング結果及び現地調査を実施した場合はその結果に基づき、合議により中間評価を決定する。

中間評価結果を受けての対応状況等について、必要に応じて確認を行う。

(2) 中間評価の進め方

〔ヒアリングの進め方〕

中間評価の対象研究課題の研究代表者等を招集し、研究代表者が作成する研究進捗状況報告書及び関係書類（研究計画調書、交付申請書、実績報告書（収支決算報告書）、推薦書等）に基づき、研究の進捗状況等について説明を受けるとともに、意見交換等を行う。

説明者は、研究進捗状況報告書をもとに説明を行う。ただし、必要に応じて追加説明資料を用いることができる。

なお、中間評価ヒアリングでは、原則として推薦者にも同席を求める。

ア 時間配分の目安

(a) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明 10分

(b) 質疑応答 15分

(c) 審議、コメントの記載 5分

イ 説明者

(a) 研究代表者及び研究分担者 3名以内

(b) 推薦者 1名

評価者及び評価協力者は、ヒアリングチェック票を作成する。

ヒアリング終了後、評価者及び評価協力者が作成したヒアリングチェック票に基づき、研究課題ごとに審議し、必要に応じて現地調査を実施する。

〔現地調査の進め方〕

調査者が現地へ赴き、説明者から質問事項への回答等を受けるとともに研究の進捗状況等を視察し、説明者と意見交換を行うとともに必要に応じて指導・助言等を行う。

調査者 評価分担委員、評価協力者

調査時間 2～3時間程度

調査内容 ヒアリングによる評価で明らかにされなかった点を中心として調査を行う。

説明者 研究代表者、研究分担者

〔合議の進め方〕

部会は、ヒアリング結果及び現地調査を実施した場合はその結果に基づき、「(3) 中間評価に当たっての着目点」の各要素に着目し、「(3) 中間評価基準」により合議を行い、中間評価を決定し、その結果を委員会に報告する。なお、学術研究以外で問題があった場合は、その内容とともに、「(3) 中間評価基準」で整理した区分に「F」を付す。

(3) 中間評価に当たっての着目点等

中間評価に当たっての着目点

ア 研究を推進する必要性について

・推薦の趣旨に照らし、採択時以降の関連研究分野の学術動向を踏まえた上で引き続き研究を推進する必要性は高いか。

イ 研究の進展状況について

・当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。
・今後の研究推進上、問題となる点はないか。

ウ これまでの研究成果について

・当初の研究目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。（又はあげつつあるか。）

エ 研究組織について

- ・研究者相互に有機的に連携が保たれ、活発な研究活動が展開される研究組織となっているか。

オ 研究経費の使用状況について

- ・研究経費は効率的・効果的に使用されているか。

中間評価基準

区分	評価基準
A ⁺	当初計画を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	当初計画どおり順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
B	当初計画より研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	当初計画より研究が遅れ、研究成果も見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

(中間評価結果の開示等)

第16条 中間評価結果は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、各部会における評価結果及び所見を研究代表者に関示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

第4章 事後評価

(事後評価の実施体制)

第17条 事後評価の実施体制は次のとおりとする。

一 基盤研究(S)

審査・評価部会及び当該部会に置く10小委員会において実施する。

二 学術創成研究費

学術創成部会において実施する。

(事後評価の方法)

第18条 事後評価は、対象となる研究課題の研究の目的達成度を把握するとともに、当該研究の今後の発展に資するために行うものであり、その方法は次のとおりとする。

一 基盤研究(S)

(1) 事後評価の時期及び方法

第4条第3号の規定にかかわらず、基盤研究(S)の研究課題を廃止しつつ、継続的に当該研究を行おうとするため、同一の研究代表者の「研究計画最終年度前年度の応募課題」(特別推進研究の研究課題を除く。)が採択された場合には、廃止する研究課題の事後評価は研究期間終了の翌々年度に行う。

事後評価は、各小委員会(以下「小委員会」という。)において、原則として書面により行うものとし、必要に応じてヒアリング又は現地調査若しくはその双方を行う。

ヒアリング及び現地調査の実施に際しては、研究代表者に対して、事前に質問事項を提示する。

事後評価対象の研究課題ごとに、小委員会に属する委員を評価分担委員として置くこととする。評価分担委員は、評価協力者の協力を得て、担当する研究課題の評価において、中心的役割を担う。

(2) 事後評価の進め方

〔書面評価の進め方〕

評価協力者は、研究代表者が作成する研究終了報告書及び関係書類(研究計画調書、交付申請書、実績報告書(収支決算報告書)、中間評価の際の研究進捗状況報告書、中間評価結果等)に基づき、事後評価意見書を作成する。

評価分担委員は、研究終了報告書、関係書類及び事後評価意見書に基づき、事後評価コメント票を作成する。

小委員会においては、研究終了報告書、関係書類、事後評価意見書及び事後評価コメント票に基づき評価を行う。

〔ヒアリングの進め方〕

小委員会において説明者が質問事項への回答等を行うとともに、意見交換等を行う。小委員会に属する委員及び評価協力者は事後評価ヒアリング評価票を作成し、評価を行う。

実施者 小委員会に属する委員及び必要に応じて評価協力者

時間配分の目安

ア 研究代表者等から質問事項への回答等・・・・・・・・・・・・・・・・・・10分

イ 質疑応答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10分

ウ 審議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5分

説明者 研究代表者及び研究分担者 2名以内

説明資料

研究終了報告書等に基づき説明を行う。ただし、必要に応じて追加説明資料を用いること

ができる。

〔現地調査の進め方〕

調査者が現地へ赴き、説明者から質問事項への回答等を受けるとともに、研究現場を視察し、意見交換等を行う。調査者は、その結果を事後評価現地調査報告書にまとめ、小委員会に報告する。

調査者 評価分担委員及び必要に応じて評価協力者
調査期間 1日
調査内容 書面等による評価で明らかにされなかった点を中心として調査を行う。
説明者 研究代表者及び研究分担者

〔合議の進め方〕

小委員会は、書面並びに必要なに応じて行われるヒアリング及び現地調査の結果に基づき、「(3) 事後評価に当たっての着目点」の各要素に着目し、「(3) 事後評価基準」により事後評価案を作成し、部会に諮る。

部会は、小委員会の事後評価案に基づき、「(3) 事後評価に当たっての着目点」の各要素に着目し、「(3) 事後評価基準」により合議を行い、事後評価を決定し、その結果を委員会に報告する。なお、学術研究以外で問題があった場合は、その内容とともに、「(3) 事後評価基準」で整理した区分に「F」を付す。

(3) 事後評価に当たっての着目点等

事後評価に当たっての着目点

ア 研究目的の達成度について

イ 研究成果について

- ・研究成果の学術的価値はどうか。
- ・研究成果の関連分野への波及性はどうか。

ウ 研究経費の使用状況について

- ・研究経費が適切に使用されたかどうか。

事後評価基準

区 分	評 価 基 準
A +	期待以上の研究の進展があった
A	期待どおり研究が進展した
B	期待したほどではなかったが一応の進展があった
C	十分な進展があったとは言い難い

二 学術創成研究費

(1) 事後評価の方法

事後評価は書面により行うものとし、必要に応じてヒアリング又は現地調査若しくはその双方を行う。

ヒアリング及び現地調査の実施に際しては、研究代表者に対して、事前に質問事項を提示する。

事後評価対象の研究課題ごとに、部会に属する委員を評価分担委員として置くこととする。評価分担委員は、評価協力者の協力を得て、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

書面評価結果並びにヒアリング又は現地調査を実施した場合はその結果に基づき、合議により事後評価を決定する。

(2) 事後評価の進め方

〔書面評価の進め方〕

事後評価の対象研究課題について、研究代表者が作成する研究終了報告書及び関係書類(研究計画調書、中間評価の際の研究進捗状況報告書、中間評価結果、推薦書等)に基づき、研究目的の達成度等について書面評価を実施する。

評価者及び評価協力者は、研究終了報告書等に基づき、事後評価意見書を作成する。

事後評価意見書及び研究終了報告書等に基づき、研究課題ごとに審議し、必要に応じてヒアリング又は現地調査若しくはその双方を行う。

〔ヒアリングの進め方〕

ヒアリングの対象研究課題の研究代表者等を招集し、質問事項への回答等を受けるとともに、意見交換等を行う。

説明には、研究終了報告書のほか、必要に応じて追加説明資料を用いることができる。

ア 時間配分の目安

- | | |
|--------------------------|-----|
| (a) 研究代表者等からの研究目的達成度等の説明 | 10分 |
| (b) 質疑応答 | 15分 |
| (c) 審議、コメントの記載 | 5分 |

イ 説明者 研究代表者及び研究分担者 3名以内

ヒアリング終了後、評価者及び評価協力者が作成したヒアリングチェック票に基づき、研究課題ごとに審議する。

〔現地調査の進め方〕

調査者が現地に赴き、説明者から質問事項への回答等を受けるとともに研究の目的達成度等を視察し、説明者と意見交換を行うとともに必要に応じて指導・助言等を行う。

調査者 評価分担委員、評価協力者

調査期間 2～3時間程度

調査内容 書面等による評価で明らかにされなかった点を中心として調査を行う。

説明者 研究代表者、研究分担者

〔合議の進め方〕

部会は、書面評価結果並びにヒアリング又は現地調査を実施した場合はその結果に基づき、「(3) 事後評価に当たっての着目点」の各要素に着目し、「(3) 事後評価基準」により合議を行い、事後評価を決定し、その結果を委員会に報告する。なお、学術研究以外で問題があった場合は、その内容とともに、「(3) 事後評価基準」で整理した区分に「F」を付す。

(3) 事後評価に当たっての着目点等

事後評価に当たっての着目点

ア 研究計画、目的の達成度について

- ・当初の研究計画、目的に照らし、採択時以降の関連研究分野の学術動向を踏まえた上で、その達成の度合いはどうか。

イ 当該学問分野及び関連学問分野への貢献度について

- ・当該学問分野及び関連学問分野における研究の発展に関し、貢献の度合いはどうか。

ウ 研究成果について

- ・学術創成研究費の趣旨及び当初の研究計画、目的に照らし、学術創成研究費として意義ある成果をあげたか。(又はあげつつあるか。)
- ・研究成果の普及性、波及性はどうか。また、研究成果の積極的な公表に努めているか。

事後評価基準

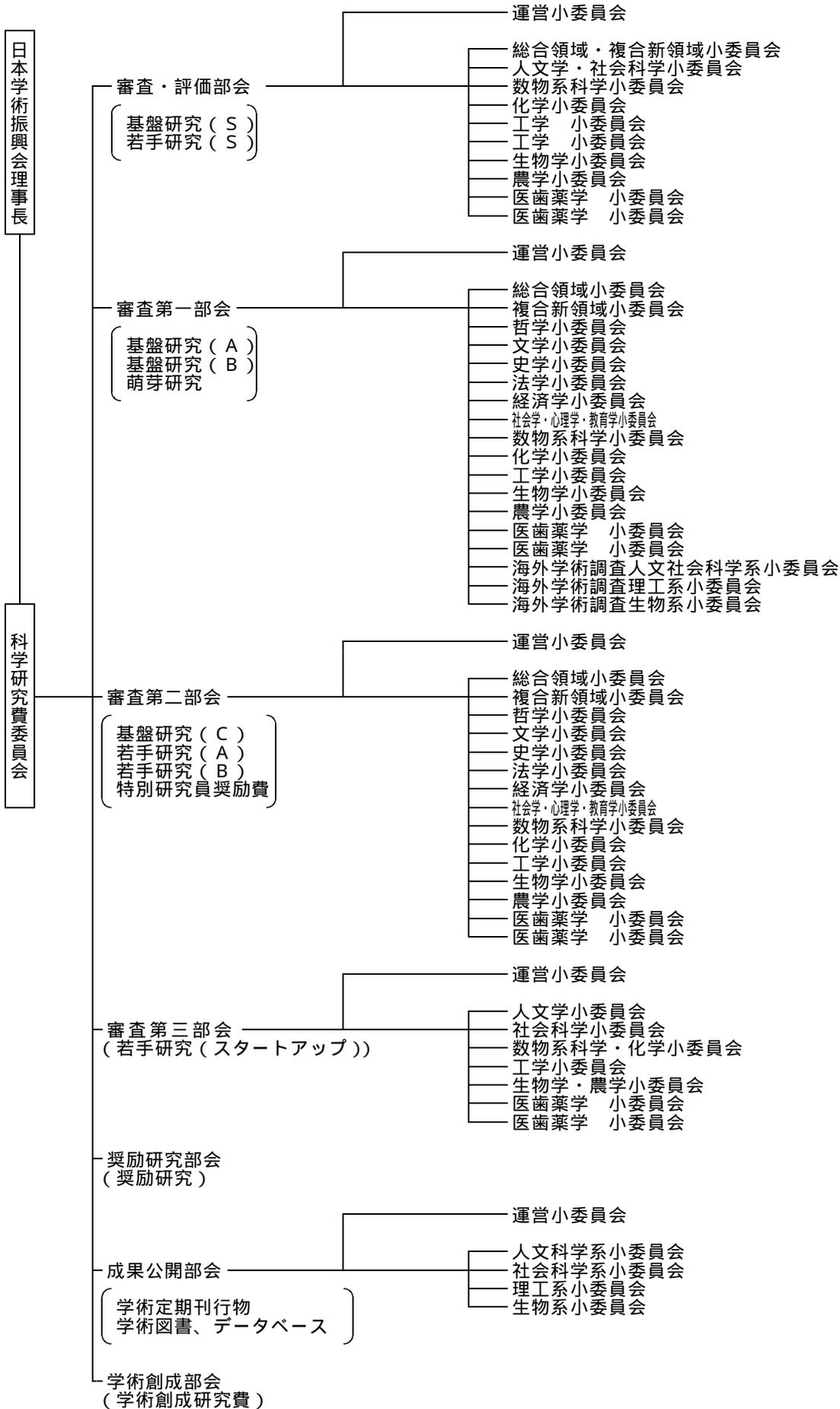
区分	評価基準
A ⁺	期待以上の研究の進展があった
A	期待どおり研究が進展した
B	期待したほどではなかったが、一応の進展があった
C	十分な進展があったとは言い難い

(事後評価結果の開示等)

第19条 事後評価結果は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、各部会における評価結果及び所見を研究代表者に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

科学研究費委員会組織図



科学研究費補助金（科学研究費）配分方式

（「奨励研究」を除く。）

各専門分野毎の研究費の配分枠

$$(B - A) \times \frac{a + b}{2}$$

- （注）要素：
- A = 当該研究種目（審査区分）の継続の研究課題の本年度分の内約額
 - B = 当該研究種目（審査区分）の本年度配分予定額
 - a = 当該研究種目（審査区分）の本年度新規応募研究経費（継続研究課題の増額申請分を含む）（C）に対する当該専門分野に係る本年度新規応募研究経費（継続研究課題の増額申請分を含む）（D）の構成比〔D / C〕
 - b = 当該研究種目（審査区分）の本年度新規応募研究課題数（E）に対する当該専門分野に係る本年度新規応募研究課題数（F）の構成比〔F / E〕

基盤研究（S）の書面審査における評価基準等

科学研究費補助金は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

書面審査においては、各研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評価要素に関する評価を行った上で、絶対評価による総合評点を付すこととします。

合議審査では、書面審査における評点及び審査意見等を基にヒアリング研究課題を選定し、ヒアリングの結果等に基づき、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。例えば、特段に独創的、革新的な研究課題ではないが、学術的・社会的に大きな波及効果が期待できるものなどがこれにあたります。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、応募研究課題が利益相反（第8条の一参照）にあたる研究課題については、審査を行わないでください。

「基盤研究（S）」の性格は、特に国際的な水準から見て一定の評価を得ている個人型の研究であって、国際的にさらに高い評価を得る可能性がある研究を支援することです。したがって、書面審査では、以下に述べる5つの要素を中心に評価を行い、それに基づく、研究課題の採否に関する各審査委員の判断を合議審査を行う審査委員に的確に示すことを念頭に審査を行ってください。

評価基準

〔**評定要素**〕（ ）内は、研究計画調書における参照箇所を示します。

（1）基盤研究（S）としての妥当性及び研究環境の適切性（「研究目的」、「研究計画・方法」、「今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況等」、「これまでに受けた研究費とその成果等」、「研究業績」欄など）

- ・国際的にさらに高い評価を得る可能性がある研究計画であるか。
- ・研究代表者及び研究分担者は国際的に卓越した実績を挙げているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。
- ・研究課題の成果を社会・国民に発信する方法等は考慮されているか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(2) 研究課題の学術的重要性・妥当性 (「研究経費」、「研究目的」欄など)

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
- ・応募額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(3) 研究計画・方法の妥当性 (「研究計画・方法」、「研究経費の妥当性・必要性」欄など)

- ・研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
- ・研究計画を遂行する上で、当初計画どおりに進まないときの対応など、多方面からの検討状況は考慮されているか。
- ・研究期間や経費配分は妥当なものか。
- ・公募の対象としていない以下のような研究計画に該当しないか。

単に既製の研究機器の購入を目的とした研究計画

他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画

商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画 (商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。)

業として行う受託研究

(「研究計画最終年度前年度の応募研究課題」のみ該当)

- ・研究計画最終年度前年度の応募研究課題については、研究が当初計画どおり順調に推進された上で、その成果が今回再構築された研究計画に十分生かされているか。また、今回応募された研究を推進することによって、格段の研究発展が見込まれるものであるか。

なお、研究課題の審査にあたっては、新規応募研究課題と同一の基準で行ってください。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(4) 研究課題の独創性及び革新性 (「研究目的」、「研究計画・方法」欄)

- ・研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が認められるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(5) 研究課題の波及効果及び普遍性(「研究目的」、「研究計画・方法」欄)

- ・当該研究分野もしくは関連研究分野の進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。
- ・科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記の評定要素に関する評価結果を参考に、下表の基準に基づいて、絶対評価により5段階評価を行い、総合評点を付してください。

なお、「利益相反」にあたる研究課題の場合は「審査意見」欄に理由を記入してください。

評点区分	評 定 基 準
5	非常に優れた研究課題であり、最優先で採択すべき
4	優れた研究課題であり、積極的に採択すべき
3	優れた研究内容を含んでおり、採択してもよい
2	採択するには研究内容等に不十分な点があり、採択を見送るべき
1	研究内容等に問題があり、採択に値しない
-	利益相反の関係にあるので判定できない

〔審査意見の記入〕

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

「審査意見」欄には、すべての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

また、基盤研究（S）においては、ヒアリング審査を行うため、総合評点に「5」または「4」を付す研究課題については、ヒアリング時に研究計画・方法などについて専門的立場から研究代表者に確認したほうがよい点も「審査意見」欄に記入してください。

（参考）平成19年度新規採択研究課題の採択率

基盤研究（S）

18.8%

その他の評価項目

上記の評定基準に基づいた総合評価のほかに、下記の適切性（該当する研究課題のみ）及び研究経費の妥当性についても、適宜、評価を行ってください。

（1）人権の保護及び法令等の遵守を必要とする研究課題の適切性（「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄）

研究計画の遂行において、人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、以下の点を考慮し、下記の評定区分により、いずれかの評定をしてください。

- ・相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究計画、個人情報取り扱いに配慮する必要がある研究計画又は法令等に基づく手続きが必要な研究計画については、所要の手続き、対策が講じられているか。
- ・ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）の研究課題にあつては、法令等に従い、所定の手続き・対策が講じられているか。

なお、「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に記入してください。

評定区分	評 定 基 準
（空白）	問題ない
×	法令遵守等の手続き、対策に疑問な点がある

（2）研究経費の妥当性（「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

補助金の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、明らかな判断がある場合は、下記の評定区分により、評定をしてください。

なお、「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・購入を計画している設備備品等は研究計画上真に必要なものであるか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は謝金等のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。
- ・単に既製の研究機器の購入を目的とする研究や、他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作ではないか。

評 定 基 準	
評定区分	(評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください)
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
	他の研究課題より更に充足率を高めるべきである
	他の研究課題より更に減額が可能である又は減額すべきである (充足率を低くすることが望まれる)
×	研究計画と研究経費との整合性を欠く

(参考) 平成19年度配分状況(新規採択研究課題の平均充足率)
基盤研究(S) 86.1%

その他の留意事項

(1)「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄の取扱いについて

他の研究課題の受入・応募等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理的な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては考慮しないでください。

(2)「エフォート」欄の取扱いについて

エフォート(研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合)については、合議審査において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては考慮しないでください。

若手研究（S）の書面審査における評価基準等

科学研究費補助金は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

書面審査においては、各研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評価要素に関する評価を行った上で、絶対評価による総合評点を付すこととします。

合議審査では、書面審査における評点及び審査意見等を基にヒアリング研究課題を選定し、ヒアリングの結果等に基づき、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。例えば、特段に独創的、革新的な研究課題ではないが、学術的・社会的に大きな波及効果が期待できるものなどがこれにあたります。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、応募研究課題が利益相反（第8条の一参照）にあたる研究課題については、審査を行わないでください。

「若手研究（S）」の性格は、特に優秀な若手研究者が、それまで培った研究経験を活かして、自ら組織を率いて長期間研究に専念できるよう重点的に支援することです。したがって、書面審査では、以下に述べる5つの要素を中心に評価を行い、それに基づく研究課題の採否に関する各審査委員の判断を、合議審査を行う審査委員に的確に示すことを念頭に審査を行ってください。

評価基準

〔評価要素〕（ ）内は、研究計画調書における参照箇所を示します。

（1）若手研究（S）としての妥当性及び研究環境の適切性（「研究目的」、「研究計画・方法」、「今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況等」、「研究業績」、「研究略歴」、「これまでに受けた研究費とその成果等」欄など）

- ・国際的に高い評価を得る可能性がある研究計画であるか。
- ・研究代表者がこれまでの成果を踏まえ、自ら組織を率いて研究を行う体制となっているか。
- ・研究代表者は国内外で卓越した実績を挙げているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。
- ・研究課題の成果を社会・国民に発信する方法等は考慮されているか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(2) 研究課題の学術的重要性・妥当性 (「研究経費」、「研究目的」欄など)

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
- ・応募額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(3) 研究計画・方法の妥当性 (「研究計画・方法」、「研究経費の妥当性・必要性」欄など)

- ・研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
- ・研究計画を遂行する上で、当初計画どおりに進まないときの対応など、多方面からの検討状況は考慮されているか。
- ・研究期間内の経費配分は妥当なものか。
- ・公募の対象としていない以下のような研究計画に該当しないか。

単に既製の研究機器の購入を目的とした研究計画

他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画

商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画 (商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。)

業として行う受託研究

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(4) 研究課題の独創性及び革新性 (「研究目的」、「研究計画・方法」欄)

- ・研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が認められるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(5) 研究課題の波及効果及び普遍性(「研究目的」、「研究計画・方法」欄)

- ・当該研究分野もしくは関連研究分野の進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。
- ・科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

〔総合評点〕

本研究種目においては、極めて厳選されたものを採択する予定ですので、各研究課題について、上記の評定要素に関する評価結果を参考に、下表の基準に基づいて、絶対評価により5段階評価を行い、総合評点を付してください。

なお、「利益相反」にあたる研究課題の場合は「審査意見」欄に理由を記入してください。

評点区分	評 定 基 準
5	非常に優れた研究課題であり、最優先で採択すべき
4	優れた研究課題であり、積極的に採択すべき
3	優れた研究内容を含んでおり、採択してもよい
2	採択するには研究内容等に不十分な点があり、採択を見送るべき
1	研究内容等に問題があり、採択に値しない
-	利益相反の関係にあるので判定できない

〔審査意見の記入〕

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

「審査意見」欄には、すべての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

また、若手研究（S）においては、ヒアリング審査を行うため、総合評点に「5」または「4」を付す研究課題については、ヒアリング時に研究計画・方法などについて専門的立場から研究代表者に確認したほうがよい点も「審査意見」欄に記入してください。

（参考）平成19年度新規採択研究課題の採択率

若手研究（S） 2.8%

その他の評価項目

上記の評定基準に基づいた総合評価のほかに、下記の適切性（該当する研究課題のみ）及び研究経費の妥当性についても、適宜、評価を行ってください。

（1）人権の保護及び法令等の遵守を必要とする研究課題の適切性（「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄）

研究計画の遂行において、人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、以下の点を考慮し、下記の評定区分により、いずれかの評定をしてください。

- ・相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究計画、個人情報取り扱いに配慮する必要がある研究計画又は法令等に基づく手続きが必要な研究計画については、所要の手続き、対策が講じられているか。
- ・ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）の研究課題にあっては、法令等に従い、所定の手続き・対策が講じられているか。

なお、「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に記入してください。

評定区分	評 定 基 準
（空白）	問題ない
×	法令遵守等の手続き、対策に疑問な点がある

（2）研究経費の妥当性（「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

補助金の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、明らかな判断がある場合は、下記の評定区分により、評定をしてください。

なお、「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・購入を計画している設備備品や研究協力者（若手の研究者等）の雇用経費等は研究計画に必要なものであるか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は謝金等のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。
- ・単に既製の研究機器の購入を目的とする研究や、他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作ではないか。

評 定 基 準	
評定区分	（評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください）
（空白）	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
	他の研究課題より更に充足率を高めるべきである
	他の研究課題より更に減額が可能である又は減額すべきである （充足率を低くすることが望まれる）
×	研究計画と研究経費との整合性を欠く

（参考）平成19年度配分状況（新規採択研究課題の平均充足率）
若手研究（S） 87.8%

その他の留意事項

（1）「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄の取扱いについて

他の研究課題の受入・応募等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理的な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうかが」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては考慮しないでください。

（2）「エフォート」欄の取扱いについて

エフォート（研究代表者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）については、合議審査において「研究課題が十分遂行し得るかどうかが」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては考慮しないでください。

基盤研究（A・B・C）（審査区分「一般」）、若手研究（A・B）の 第1段審査における評価基準等

科学研究費補助金は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

第1段審査においては、各研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評価要素に関する絶対評価を行った上で、最終的に、5段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

第2段審査では、第1段審査における総合評点の素点とTスコア（平均点と標準偏差により審査委員ごとの素点のばらつきを補正した数値）化した評点を基に、個別の評価要素の評点や応募状況等を適切に勘案して、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。例えば、特段に独創的、革新的な研究課題ではないが、学術的・社会的に大きな波及効果が期待できるものなどがこれにあたります。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、応募研究課題が利益相反（第8条の一参照）にあたる研究課題については、審査を行わないでください。

「基盤研究」や「若手研究」の性格は、研究者が、これまでの研究経過等を踏まえ、さらに研究を発展させ、大きな成果を挙げられるよう支援することです。したがって、第1段審査では、以下に述べる5つの要素を中心に評価を行い、それに基づく、研究課題の採否に関する各審査委員の判断を第2段審査を行う審査委員に的確に示すことを念頭に審査を行ってください。

評価基準

〔**評価要素**〕（ ）内は、研究計画調書における参照箇所を示します。

（1）研究課題の学術的重要性・妥当性（「研究経費」、「研究目的」欄など）

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
- ・応募額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(2) 研究計画・方法の妥当性(「研究計画・方法」、「研究経費の妥当性・必要性」欄など)

- ・研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
- ・研究計画を遂行する上で、当初計画どおりに進まないときの対応など、多方面からの検討状況は考慮されているか。
- ・研究期間や経費配分は妥当なものか。
- ・研究代表者が職務として行う研究、または別に行う研究がある場合には、その研究内容との関連性及び相違点が示されているか。
- ・公募の対象としていない以下のような研究計画に該当しないか。

単に既製の研究機器の購入を目的とした研究計画

他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画

商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画(商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。)

業として行う受託研究

(「研究計画最終年度前年度の応募研究課題」のみ該当)

- ・研究計画最終年度前年度の応募研究課題については、研究が当初計画どおり順調に推進された上で、その成果が今回再構築された研究計画に十分生かされているか。また、今回応募された研究を推進することによって、格段の研究発展が見込まれるものであるか。

なお、研究課題の審査にあたっては、新規応募研究課題と同一の基準で行ってください。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(3) 研究課題の独創性及び革新性(「研究目的」、「研究計画・方法」欄)

- ・研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が認められるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(4) 研究課題の波及効果及び普遍性(「研究目的」、「研究計画・方法」欄)

- ・当該研究分野もしくは関連研究分野の進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。

- ・科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(5) 研究遂行能力及び研究環境の適切性(「研究組織」、「研究計画・方法」、「研究業績」、「これまでに受けた研究費とその成果等」、「今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況等」欄など)

- ・これまでに受けた研究費とその研究成果を評価するとともに、これまでの研究業績等から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか。
- ・複数の研究者で研究組織を構成する研究課題にあつては、組織全体としての研究遂行能力は十分に高いか、また各研究分担者は十分大きな役割を果たすと期待されるか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。
- ・研究課題の成果を社会・国民に発信する方法等は考慮されているか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記の評定要素に関する評価結果を参考に、下表の基準に基づいて、5段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、絶対評価を基本としつつも、研究種目・区分ごとに担当する研究課題全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。(担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。)

なお、「利益相反」にあたる研究課題の場合は「審査意見」欄に理由を記入してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
5	非常に優れた研究課題であり、最優先で採択すべき	10%
4	優れた研究課題であり、積極的に採択すべき	20%
3	優れた研究内容を含んでおり、採択してもよい	40%
2	採択するには研究内容等に不十分な点があり、採択を見送るべき	20%
1	研究内容等に問題があり、採択に値しない	10%
-	利益相反の関係にあるので判定できない	-

〔審査意見の記入〕

第2段審査において、第1段審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

各研究課題に総合評点を付すとともに、審査意見を当該研究課題の長所と短所を中心として、「審査意見」欄に記入してください。なお、総合評点において、「1」または「5」を付す研究課題については、審査意見を記入していなければ、評点を採用しない場合があります。

(参考) 平成19年度新規採択研究課題の採択率

基盤研究(A)(一般)	23.2%
基盤研究(B)(一般)	23.5%
基盤研究(C)(一般)	23.0%
若手研究(A)	17.2%
若手研究(B)	28.8%

その他の評価項目

上記の評定基準に基づいた総合評価のほかに、下記の適切性(該当する研究課題のみ)及び研究経費の妥当性についても、適宜、評価を行ってください。

(1) 人権の保護及び法令等の遵守を必要とする研究課題の適切性(「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄)

研究計画の遂行において、人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題について

は、以下の点を考慮し、下記の評定区分により、いずれかの評定をしてください。

- ・相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究計画、個人情報取り扱いに配慮する必要がある研究計画又は法令等に基づく手続きが必要な研究計画については、所要の手続き、対策が講じられているか。
- ・ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）の研究課題にあつては、法令等に従い、所定の手続き・対策が講じられているか。

なお、「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に記入してください。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	問題ない
×	法令遵守等の手続き、対策に疑問な点がある

(2) 研究経費の妥当性(「研究経費の妥当性・必要性」欄など)

補助金の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、明らかな判断がある場合は、下記の評定区分により、評定をしてください。

なお、「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・購入を計画している設備備品等は研究計画上真に必要なものであるか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は謝金等のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。
- ・単に既製の研究機器の購入を目的とする研究や、他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作ではないか。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	(評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください) 平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
	他の研究課題より更に充足率を高めるべきである
	他の研究課題より更に減額が可能である又は減額すべきである (充足率を低くすることが望まれる)
×	研究計画と研究経費との整合性を欠く

(参考)平成19年度配分状況(新規採択研究課題の平均充足率)

基盤研究(A)(一般)	78.4%
基盤研究(B)(一般)	77.4%
基盤研究(C)(一般)	73.8%
若手研究(A)	69.5%
若手研究(B)	68.3%

その他の留意事項

(1)「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄の取扱いについて

他の研究課題の受入・応募等の状況については、第2段審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、第1段審査においては考慮しないでください。

(2)「エフォート」欄の取扱いについて

エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）については、第2段審査において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、第1段審査においては考慮しないでください。

基盤研究（A・B）（審査区分「海外学術調査」）の 書面審査における評定基準等

科学研究費補助金は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

書面審査においては、各研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評定要素に関する絶対評価を行った上で、最終的に、5段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

合議審査では、書面審査における総合評点の素点とTスコア（平均点と標準偏差により審査委員ごとの素点のばらつきを補正した数値）化した評点を基に、個別の評定要素の評点や応募状況等を適切に勘案して、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。例えば、特段に独創的、革新的な研究課題ではないが、学術的・社会的に大きな波及効果が期待できるものなどがこれにあたります。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、応募研究課題が利益相反（第8条の一参照）にあたる研究課題については、審査を行わないでください。

評定基準

〔評定要素〕（ ）内は、研究計画調書における参照箇所を示します。

（1）研究課題の学術的重要性・妥当性（「研究経費」、「研究目的」欄など）

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
- ・応募額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(2) 海外学術調査としての妥当性(「研究目的」、「研究計画・方法」、「重複応募」欄)

- ・研究の対象及び方法において、主たる目的が、国外におけるフィールド調査、観測又は資料収集を行う研究であるか。(フィールド調査等を主たる目的としない研究の場合は海外学術調査に当たらない。)
- ・基盤研究「一般」に応募している場合、明らかに研究目的や研究計画・方法が異なり、かつ、同一年度内に行う必要があるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(3) 研究計画・方法の妥当性(「研究計画・方法」、「研究経費の妥当性・必要性」欄など)

- ・研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
- ・研究計画を遂行する上で、当初計画どおりに進まないときの対応など、多方面からの検討状況は考慮されているか。
- ・研究期間や経費配分は妥当なものか。
- ・公募の対象としていない以下のような研究計画に該当しないか。
 - 単に既製の研究機器の購入を目的とした研究計画
 - 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
 - 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画(商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。)
 - 業として行う受託研究

(「研究計画最終年度前年度の応募研究課題」のみ該当)

- ・研究計画最終年度前年度の応募研究課題については、研究が当初計画どおり順調に推進された上で、その成果が今回再構築された研究計画に十分生かされているか。また、今回応募された研究を推進することによって、格段の研究発展が見込まれるものであるか。
なお、研究課題の審査にあたっては、新規応募研究課題と同一の基準で行ってください。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(4) 研究課題の独創性及び革新性(「研究目的」、「研究計画・方法」欄)

- ・ 研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が認められるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(5) 研究課題の波及効果及び普遍性(「研究目的」、「研究計画・方法」欄)

- ・ 当該研究分野もしくは関連研究分野の進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。
- ・ 科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(6) 研究遂行能力及び研究環境の適切性(「研究組織」、「研究計画・方法」、「研究業績」、「これまでに受けた研究費とその成果等」、「今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況等」欄など)

- ・ これまでに受けた研究費とその研究経過・研究成果を評価するとともに、これまでの研究業績等から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか。
- ・ 複数の研究者で研究組織を構成する研究課題にあっては、組織全体としての研究遂行能力は十分に高いか、また各研究分担者は十分大きな役割を果たすと期待されるか。
- ・ 研究計画の遂行に必要な研究施設・設備等・研究資料等、研究環境は整っているか。
- ・ 研究課題の成果を社会・国民に発信する方法等は考慮されているか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記の評定要素に関する評価結果を参考に、下表の基準に基づいて、5段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、絶対評価を基本としつつも、研究種目・区分ごとに担当する研究課題全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「利益相反」にあたる研究課題の場合は「審査意見」欄に理由を記入してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
5	非常に優れた研究課題であり、最優先で採択すべき	10%
4	優れた研究課題であり、積極的に採択すべき	20%
3	優れた研究内容を含んでおり、採択してもよい	40%
2	採択するには研究内容等に不十分な点があり、採択を見送るべき	20%
1	研究内容等に問題があり、採択に値しない	10%
-	利益相反の関係にあるので判定できない	-

〔審査意見の記入〕

総合評点を付すとともに、研究課題に対する審査意見を、当該研究課題の長所と短所を中心として、「審査意見」欄に記入してください。合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

（参考）平成19年度新規採択研究課題の採択率

基盤研究（A）（海外学術調査） 22.6%

基盤研究（B）（海外学術調査） 21.9%

その他の評価項目

上記の評定基準に基づいた総合評価のほかに、下記の適切性（該当する研究課題のみ）及び研究経費の妥当性についても、適宜、評価を行ってください。

（1） 人権の保護及び法令等の遵守を必要とする研究課題の適切性（「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄）

研究計画の遂行において、人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、以下の点を考慮し、下記の評定区分により、いずれかの評定をしてください。

- ・相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究計画、個人情報取り扱いに配慮する必要がある研究計画又は法令等に基づく手続きが必要な研究計画については、所要の手続き、対策が講じられているか。
- ・ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）の研究課題にあつては、法令等に従い、所定の手続き・対策が講じられているか。

なお、「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に記入してください。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	問題ない
×	法令遵守等の手続き、対策に疑問な点がある

(2) 研究経費の妥当性（「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

補助金の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、明らかな判断がある場合は、下記の評定区分により、評定をしてください。

なお、「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・購入を計画している設備備品等は研究計画上真に必要なものであるか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は謝金等のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。
- ・単に外国旅費の取得を目的としたものではないか。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	(評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください) 平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
	他の研究課題より更に充足率を高めるべきである
	他の研究課題より更に減額が可能である又は減額すべきである (充足率を低くすることが望まれる)
×	研究計画と研究経費との整合性を欠く

(参考) 平成19年度配分状況(新規採択研究課題の平均充足率)

基盤研究(A)(海外学術調査)	68.3%
基盤研究(B)(海外学術調査)	67.5%

その他の留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄の取扱いについて

他の研究課題の受入・応募等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては確認程度にとどめ、必要に応じ、意見等を「コメント」欄に記入してください。

(2) 「エフォート」欄の取扱いについて

エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）については、合議審査において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては確認程度にとどめ、必要に応じ、意見等を「コメント」欄に記入してください。

萌芽研究の第 1 段審査における評定基準等

科学研究費補助金は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

第 1 段審査においては、各研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評定要素に関する絶対評価を行った上で、最終的に、5 段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

第 2 段審査では、第 1 段審査における総合評点の素点と T スコア（平均点と標準偏差により審査委員ごとの素点のばらつきを補正した数値）化した評点を基に、個別の評定要素の評点や応募状況等を適切に勘案して、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。例えば、特段に独創的、革新的な研究課題ではないが、学術的・社会的に大きな波及効果が期待できるものなどがこれにあたります。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見いだし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、応募研究課題が利益相反（第 8 条の一参照）にあたる研究課題については、審査を行わないでください。

「萌芽研究」においては、独創的な発想、特に意外性のある着想に基づく芽生え期の研究を支援することを目的としており、「基盤研究」や「若手研究」などの研究種目とは明確に異なる性格を持ったものです。

「基盤研究」や「若手研究」では、応募者が研究期間内に自らの研究を進め、多くの研究成果を上げることが重要になりますが、「萌芽研究」では、直接的な成果のみを求めるのではなく、当該研究が学術の未来を切り拓く新しい価値観を呈示する可能性に溢れ、かつ、萌芽期にある研究であるかどうかを評価してください。

「萌芽研究」では、応募者の研究実績は問いません。よって、応募者は当該研究の実現可能性を説明するために、専門分野における背景、問題点を十分に把握するとともに、よく練られた研究計画を示すことが必要になります。

評定基準

〔評定要素〕 () 内は、研究計画調書における参照箇所を示します。

(1) 研究課題の学術的重要性・妥当性（「研究目的」欄）

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。

- ・当該研究を遂行する上での専門分野の背景や障害として予想される問題点が十分に議論されているか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(2) 萌芽研究としての妥当性(「研究目的」欄)

- ・下記のような例示を含め、「萌芽研究」としての性格付けが明確に行われており、この種目にふさわしい研究課題となっているか。

新しい原理の発見や提案を目的とした研究
 学術上の突破口を切り拓くと期待される斬新な着想や方法論の提案
 学界の常識を覆す内容で、成功した場合、卓越した成果が期待できる研究
 将来の大規模な研究実施に先立ち、小規模で行う方法論や枠組みの検証
 領域を越えた新しい研究手法や革新的な機器などの開発
 応募者が自身の専門分野と全く異なる分野に参入して行う研究

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(3) 研究計画・方法の妥当性(「研究計画・方法」、「研究経費の妥当性・必要性」欄など)

- ・研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
- ・研究計画を遂行する上で、当初計画どおりに進まないときの対応など、多方面からの検討状況は考慮されているか。
- ・研究期間や経費配分は妥当なものか。
- ・公募の対象としていない以下のような研究計画に該当しないか。
 - 単に既製の研究機器の購入を目的とした研究計画
 - 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
 - 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画(商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。)
 - 業として行う受託研究

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(4) 研究課題の独創性及び革新性(「研究目的」、「研究計画・方法」欄)

- ・ 研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が認められるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(5) 研究課題の波及効果及び普遍性(「研究目的」、「研究計画・方法」欄)

- ・ 当該研究分野もしくは関連研究分野の進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。
- ・ 科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記の評定要素に関する評価結果を参考に、下表の基準に基づいて、5段階評価を行い、総合評点を付してください。その際、「萌芽研究」の性格が、「基盤研究」等とは異なることを考慮し、萌芽性・革新性の側面を重視して評価を行ってください。

また、絶対評価を基本としつつも、担当する研究課題全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。
(担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。)

なお、「利益相反」にあたる研究課題の場合は「審査意見」欄に理由を記入してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
5	萌芽研究として非常に優れた研究課題であり、最優先で採択すべき	10%
4	萌芽研究として優れた研究課題であり、積極的に採択すべき	20%
3	萌芽研究としてふさわしい研究内容を含んでおり、採択してもよい	40%
2	萌芽研究として不十分な点が多く、採択を見送るべき	20%
1	萌芽研究としては不適切であり、採択に値しない	10%
-	利益相反の関係にあるので判定できない	-

〔審査意見の記入〕

第2段審査において、第1段審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

各研究課題に総合評点を付すとともに、審査意見を当該研究課題の長所と短所を中心として、「審査意見」欄に記入してください。なお、総合評点において、「1」または「5」を付す研究課題については、審査意見を記入していなければ、評点を採用しない場合があります。

(参考)平成19年度新規採択研究課題の採択率
萌芽研究 12.1%

その他の評価項目

上記の評定基準に基づいた総合評価のほかに、下記の適切性(該当する研究課題のみ)及び研究経費の妥当性についても、適宜、評価を行ってください。

(1) 人権の保護及び法令等の遵守を必要とする研究課題の適切性(「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄)

研究計画の遂行において、人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、以下の点を考慮し、下記の評定区分により、いずれかの評定をしてください。

- ・相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究計画、個人情報の取り扱いに配慮する必要がある研究計画又は法令等に基づく手続きが必要な研究計画については、所要の手続き、対策が講じられているか。
- ・ヒト遺伝子解析研究等(ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究)の研究課題にあつては、法令等に従い、所定の手続き・対策が講じられているか。

なお、「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に記入してください。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	問題ない
×	法令遵守等の手続き、対策に疑問な点がある

(2) 研究経費の妥当性(「研究経費の妥当性・必要性」欄など)

補助金の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、明らかな判断がある場合は、下記の評定区分により、評定をしてください。
 なお、「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・購入を計画している設備備品等は研究計画上真に必要なものであるか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は謝金等のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。
- ・単に既製の研究機器の購入を目的とする研究や、他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作ではないか。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	(評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください) 平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
	他の研究課題より更に充足率を高めるべきである
	他の研究課題より更に減額が可能である又は減額すべきである (充足率を低くすることが望まれる)
×	研究計画と研究経費との整合性を欠く

(参考) 平成19年度配分状況(新規採択研究課題の平均充足率)
 萌芽研究 68.5%

その他の留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄の取扱いについて

他の研究課題の受入・応募等の状況については、第2段審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、第1段審査においては考慮しないでください。

(2)「エフォート」欄の取扱いについて

エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）については、第2段審査において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、第1段審査においては考慮しないでください。

若手研究（スタートアップ）の書面審査における評定基準等

科学研究費補助金は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

書面審査においては、各研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評定要素に関する絶対評価を行った上で、最終的に、5段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

合議審査では、書面審査における総合評点の素点とTスコア（平均点と標準偏差により審査委員ごとの素点のばらつきを補正した数値）化した評点を基に、個別の評定要素の評点や応募状況等を適切に勘案して、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。例えば、特段に独創的、革新的な研究課題ではないが、学術的・社会的に大きな波及効果が期待できるものなどがこれにあたります。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見いだし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、応募研究課題が利益相反（第8条の一参照）にあたる研究課題については、審査を行わないでください。

若手研究（スタートアップ）は、研究者の職に就いたばかりの者を対象として、早い段階から自立して研究に専念できるよう、研究開始時の環境整備など、スタートアップにかかる研究の支援を行うものですので、自立した研究者の育成に資するものであるか評価してください。

評定基準

〔評定要素〕（ ）内は、研究計画調書における参照箇所を示します。

（1）研究課題の学術的重要性・妥当性（「研究経費」、「研究目的」欄など）

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
- ・応募額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(2) 研究計画・方法の妥当性(「研究計画・方法」、「研究経費の妥当性・必要性」欄など)

- ・研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
- ・研究計画を遂行する上で、予期される問題点に対する配慮、問題が生じたときの対応策などが検討されているか。
- ・研究期間や経費配分は妥当なものか。
- ・公募の対象としていない以下のような研究計画に該当しないか。

単に既製の研究機器の購入を目的とした研究計画

他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画

商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画(商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。)

業として行う受託研究

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(3) 研究課題の独創性及び革新性(「研究目的」、「研究計画・方法」欄)

- ・研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が認められるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(4) 研究課題の波及効果及び普遍性(「研究目的」、「研究計画・方法」欄)

- ・当該研究分野もしくは関連研究分野の進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。
- ・科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(5) 研究遂行能力及び研究環境の適切性(「研究業績」、「研究略歴」、「現在の研究環境及び本研究計画との関連性」欄など)

- ・これまでの研究業績等から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備等、現在の研究環境は適切であるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記の評定要素に関する評価結果を参考にするとともに、若手研究(スタートアップ)としての妥当性も考慮して、下表の基準に基づいて、5段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、絶対評価を基本としつつも、担当する研究課題全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。(担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。)

なお、「利益相反」にあたる研究課題の場合は「審査意見」欄に理由を記入してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布 の目安
5	非常に優れた研究課題であり、最優先で採択すべき	10%
4	優れた研究課題であり、積極的に採択すべき	20%
3	優れた研究内容を含んでおり、採択してもよい	40%
2	採択するには研究内容等に不十分な点があり、採択を見送るべき	20%
1	研究内容等に問題があり、採択に値しない	10%
-	利益相反の関係にあるので判定できない	-

〔審査意見の記入〕

総合評点を付すとともに、研究課題に対する審査意見を、当該研究課題の長所と短所を中心として、「審査意見」欄に記入してください。合議審査において、書面審査の結果を

適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

(参考)平成19年度新規採択研究課題の採択率

若手研究(スタートアップ) 24.1%

その他の評価項目

上記の評定基準に基づいた総合評価のほかに、下記の適切性(該当する研究課題のみ)及び研究経費の妥当性についても、適宜、評価を行ってください。

(1) 人権の保護及び法令等の遵守を必要とする研究課題の適切性(「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄)

研究計画の遂行において、人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、以下の点を考慮し、下記の評定区分により、いずれかの評定をしてください。

- ・相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究計画、個人情報の取り扱いに配慮する必要がある研究計画又は法令等に基づく手続きが必要な研究計画については、所要の手続き、対策が講じられているか。
- ・ヒト遺伝子解析研究等(ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究)の研究課題にあつては、法令等に従い、所定の手続き・対策が講じられているか。

なお、「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に記入してください。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	問題ない
×	法令遵守等の手続き、対策に疑問な点がある

(2) 研究経費の妥当性(「研究経費の妥当性・必要性」欄など)

補助金の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性について以下の点を考慮し、明らかな判断がある場合は、下記の評定区分により、評定をしてください。

なお、「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・購入を計画している設備備品等は研究計画上真に必要なものであるか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は謝金等のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。
- ・単に既製の研究機器の購入を目的とする研究や、他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作ではないか。

評 定 基 準	
評定区分	(評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください)
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
	他の研究課題より更に充足率を高めるべきである
	他の研究課題より更に減額が可能である又は減額すべきである (充足率を低くすることが望まれる)
x	研究計画と研究経費との整合性を欠く

(参考)平成19年度配分状況(新規採択研究課題の平均充足率)

若手研究(スタートアップ) 89.0%

その他の留意事項

(1)「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄の取扱いについて

他の研究課題の受入・応募等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理的な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては確認程度にとどめ、必要に応じ、意見等を「コメント」欄に記入してください。

(2)「エフォート」欄の取扱いについて

エフォート(研究代表者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合)については、合議審査において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては確認程度にとどめ、必要に応じ、意見等を「コメント」欄に記入してください。

奨励研究の書面審査における評定基準等

科学研究費補助金（奨励研究）は、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・盲学校・聾学校・養護学校・幼稚園・専修学校の教員、教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者（大学等の研究機関の常勤の研究者等を除く。）が1人で行う研究で、大学等の研究機関で行われないような教育的・社会的意義を有する研究（商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）及び業として行う受託研究を除く。）を助成し奨励するものです。

したがって、配分審査にあたっては、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

書面審査においては、各応募研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評定要素を考慮した上で、最終的に、3段階による評価を付すこととします。

合議審査では、書面審査における評定結果を基に、個別の評定要素の評定結果や応募状況等を適切に勘案して、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

さらに、応募研究課題が利益相反（第8条の一参照）にあたる研究課題については、審査を行わないでください。

評定基準

〔評定要素〕

1) 研究内容

【研究目的の明確さ】

研究目的は広い領域を包括するような漠然としたものではなく、具体的な目標が明確に設定されているか。

【研究の特色】

研究内容や研究計画にユニークな発想や視点が含まれているか。

【研究の意義】

当該研究課題の遂行が教育的・社会的意義を有しているか。

特に、教育関係者の応募研究課題については、研究内容の先端性にとらわれず、学校教育の改善に資する点等を評価する。

【当該学問分野、関連学問分野及び新しい学問分野への貢献度】

- ・ 当該学問分野、関連学問分野への貢献が期待できるか。
- ・ 新しい学問分野の開拓及び進展が期待できるか。

2) 研究計画

【研究計画の妥当性】

研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっており、当該研究の目的を達成するために適切であるか。

【研究遂行の能力】

研究代表者の研究業績等にかんがみ、その研究を遂行し、所期の成果をあげることが期待できるか。

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記1)及び2)の各評定要素に着目しつつ、総合的な判断のうえ、評点区分によりいずれかの評点を付してください。

なお、「利益相反」にあたる研究課題の場合は「コメント」欄に理由を記入してください。

評点区分	評 定 基 準
A	ぜひ採択すべきもの
B	余裕があれば採択すべきもの
C	採択すべきでないもの
-	利益相反の関係にあるので判定できない

各評点の件数は各審査委員独自の判断で決めて良いですが、次の採択率を参考にしてください。その際、小学校・中学校・高等学校等の教員による研究と、その他の者による研究との調和にも配慮してください。

(参考) 平成19年度新規採択研究課題の採択率
奨励研究 24.8%

〔コメントの記入〕

合議審査において重要になりますので、総合評点を付すとともに、研究課題に対する審査意見を「コメント」欄に記入してください。

その他の評価項目

上記の評定基準に基づいた総合評価のほかに、下記の適切性(該当する研究課題のみ)及び研究経費の妥当性についても、適宜、評価を行ってください。

〔適切性〕

奨励研究としての適切性

応募のあった奨励研究としての適切性については、以下の点を考慮し、下記の評定区分

により、いずれかの評定をしてください。

- ・企業の職員が応募者の場合は、業として行う研究との違いが明確であり、学術の振興に寄与する研究であるか。(業として行う研究は補助対象にならない。)

評定区分	評 定 基 準
(空白)	問題ない
	奨励研究としてややふさわしくない点がある
x	奨励研究としてふさわしくない

なお、「x」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に記入してください。

人権の保護及び法令等の遵守を必要とする研究課題の適切性

研究計画方法の遂行において、人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、以下の点を考慮し、下記の評定区分により、いずれかの評定をしてください。

- ・相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究計画、個人情報取り扱いに配慮する必要がある研究計画又は法令等に基づく手続きが必要な研究計画については、所要の手続き、対策が講じられているか。
- ・ヒト遺伝子解析研究等(ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究)の研究課題にあつては、法令等に従い、所定の手続き・対策が講じられているか。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	問題ない
x	法令遵守等の手続き、対策に疑問な点がある

なお、「x」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に記入してください。

〔研究経費の妥当性〕

補助金の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性について、以下の点を考慮し、明らかな判断がある場合は、下記の評定区分により、評定をしてください。

なお、「x」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・購入を計画している設備備品等は研究計画上真に必要なものであるか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は謝金等のいずれかの経費が90%を越えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。
- ・単に既製の研究機器の購入を目的とする研究や、外国旅費の取得を目的としたものではないか。

評 定 基 準	
評定区分	(評定に当たっては、欄外「配分状況」を参照してください。)
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
	他の研究課題より更に充足率を高めるべきである
	他の研究課題より更に減額が可能である又は減額すべきである (充足率を低くすることが望まれる)
x	研究計画と研究経費との整合性を欠く

(参考)平成19年度配分状況(採択研究課題の平均充足率)

奨励研究 75.5%

研究成果公開促進費の書面審査における評価基準等

科学研究費補助金（研究成果公開促進費）は、研究成果の公開発表、重要な学術研究の成果の刊行及びデータベースの作成について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募成果公開について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

書面審査においては、各応募成果公開について、以下の個別の評価項目及び評価要素に着目しつつ、最終的に、5段階による総合評点を付すこととします。

合議審査では、書面審査における総合評点の素点と平均点を基に、個別の評価要素や応募状況等を適切に勘案して、成果公開の採否及び経費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す応募成果公開は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た成果公開である必要はありません。

分野の特性など、研究成果の公開の多様性に配慮しつつ、各種目の性格に合った重要な成果公開を幅広く見だし、学術の発展に寄与するよう、適切な評価を行ってください。

なお、応募成果公開が利益相反（第8条の二参照）にあたるものについては、審査を行わないでください。

応募要件に係る評価項目

〔評価項目〕 以下（ ）内は、計画調書における参照箇所を示します。

「学術定期刊行物」、「研究成果データベース」及び「学術誌データベース」における共通事項

【競争入札に係る取組状況】

（「競争入札に係る実施又は準備の状況」欄）

各応募成果公開について、補助金の効率的な執行の観点から、以下の点を考慮し、下記の評価区分により評価をしてください。

- ・ 一定額を超える契約の締結を要するものについて、契約の相手方を選定するに当たり、一般競争入札の実施又は実施に向けての十分な取り組みがなされているか。

評価区分	評 定 基 準
	一般競争入札により契約の相手方を既に選定済みである。 契約の相手方を選定するにあたり、一般競争入札の実施に向けての準備がなされている。
×	契約の相手方を一般競争入札によらず選定した、又はする計画となっている。

「学術定期刊行物」及び「学術誌データベース」における共通事項

【学会等組織における経理管理及び監査体制の整備状況】

(「経理管理事務体制」、「監査体制」欄)

各応募成果公開について、補助金の適正な管理の実施の観点から、以下の点を考慮し、下記の評定区分により評定をしてください。

- ・ 交付された補助金を適正に管理するに十分な経理管理事務体制が整備されているか。
- ・ 内部監査又は外部監査を行うなどにより、学会等組織における監査体制が整備されているか。

評定区分	評 定 基 準
	学会等組織における経理管理事務及び監査体制が整備されており、補助金を交付しても適正な管理ができる。
x	学会等組織における経理管理事務及び監査体制が整備されているとはいえず、補助金の交付先として適さない。

評定基準
〔評定要素〕

学術定期刊行物

【学術的価値と質の向上】

〔「刊行の目的・意義」、「刊行物の概要」、「刊行物の特徴」、「編集委員会の構成」、「現在の編集委員会における編集方針」、「実施しているレフェリー制等の概要及び具体的な運用の実態」、「投稿論文取扱状況」、「代表的な掲載論文の主要雑誌における引用状況」欄など〕

- ・ 重要な学術研究の成果の刊行を目的とした学術的価値が高いものであるか。
なお、学術的価値については、次の点を評価の基準として取り扱う。
 - ア) 学術定期刊行物の編集体制及び編集方針等が、質の高い雑誌の刊行に寄与するものであるか。
 - イ) レフェリー制等により質の保証された原著論文が迅速かつ積極的に発信されているか。
 - ウ) 学術定期刊行物が掲載した原著論文が、当該分野の学術研究の振興に寄与しているか。
- ・ 学術定期刊行物の刊行体制が、学術の振興及び普及に寄与することが期待できるものであるか。

【国際性の向上と国際情報発信強化への取り組み】

〔「刊行物の特徴」、「国際化に向けての取り組み状況」、「刊行物の発信・公開に関する取り組み状況」、「編集委員数(うち外国人)」、「レフェリー数(うち外国人)」、「投稿論文取扱状況」、「掲載論文の状況」、「海外有償頒布部数実績国別内訳」、「海外学術雑誌における掲載論文の引用状況」欄など〕

- ・ 学術定期刊行物の国際性を高める取り組みがなされているか。

なお、国際性については、次の点を評価の基準として取り扱う。

- ア) 1回当たり発行部数に占める海外有償発送部数の割合
 - イ) 編集委員及びレフェリーに占める外国人の割合
 - ウ) 海外からの投稿論文数及びそのうち掲載件数
 - エ) 掲載論文の海外主要雑誌における引用状況
- ・ 国際情報発信強化のための取り組みがなされているか。

【応募条件】

（ 「1回当たり発行部数」、「刊行経費に占める充当できる財源の割合」、「掲載論文の状況」、「海外有償頒布部数実績国別内訳」欄など ）

- ・ 学術の国際交流に資するものであり、かつ、区分ごとに定める応募の条件を満たしているか。
なお、次のいずれかに該当するものは、応募条件を満たしていない（公募の対象としていない）ものである。
 - ア) 出版社の企画によって刊行するもの
 - イ) 各年度の補助要求額が100万円未満のもの
 - ウ) 全国の当該分野の研究者総数に比して、購読者数が極めて少数であるもの
 - エ) 購読者が一地方若しくは特定の研究機関の関係者が中心となっているもの
 - オ) 刊行経費に充当できる財源が原則として50%未満であるもの
 - カ) 過去3年間、外国人又は海外の研究機関に所属の研究者からの投稿論文の掲載がなく、かつ海外での有償頒布が行われていないもの

学術図書

【刊行の目的】（「刊行物の内容（概要）」、「刊行の目的及び意義」欄など）

- ・ 「刊行のみ行うもの」にあつては、学術研究の成果を公開するために刊行するものであるか。
- ・ 「翻訳・校閲の上、刊行するもの」にあつては、我が国の優れた学術研究成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行するものであるか。

【学術的価値等】

（ 「刊行物の内容（概要）」、「本刊行物が学術の国際交流に対して果たす役割」欄など ）

- ・ 学術的価値が高いもの（特に独創的または先駆的なもの）、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすものであるか。

【刊行の意義】

（ 「刊行の目的及び意義」、「本刊行物を当該年度（平成19年度又は平成20年度）に刊行する意義」欄など ）

- ・ 当該学術図書が出版予定年度に刊行されることの意義はあるか。

【応募条件】（「刊行物の内容（概要）」、「補助金を必要とする理由」欄など）

- ・ 応募の条件を満たしているか。
なお、次のいずれかに該当する学術図書は、応募条件を満たしていない（公募の対

象としていない)ものである。

- ア) 既に類似の成果が刊行されているもの
- イ) 既に学術誌等を通じて公表されている論文を単に集成し、刊行するもの
- ウ) 学術研究の成果とは言い難いもの
- エ) 大学、研究所等の研究機関がその事業として翻訳・校閲・刊行すべきもの
- オ) 出版社等の企画によって刊行するもの
- カ) 市販しないもの
- キ) 十分に市販性があるもの
- ク) 翻訳者・校閲者又は出版社等への原稿渡し、事業開始年度の4月1日より前のもの

データベース

(1) 研究成果データベース

【学術的価値、応募条件】

（ 「対象分野」、「研究成果データベースの概要」、「データベースの種類・性格」、「データベース作成計画」欄など ）

- ・ 学術的価値が高いものであるか。
- ・ 以下の応募条件を全て満たすものであるか。
 - ア) 我が国の学術研究動向を踏まえ、次のいずれかの分野に属するものであること。
 - a) データベース化が国際的にも期待されている分野
 - b) 国内においてデータベース化する必要のある分野
 - c) 国際的・国内的に同様な内容のデータベースが存在しない分野
 - d) データベース化について我が国に協力を求められている分野
 - イ) データベース化するためのデータの収集、評価及びそのデータベース化の作業等について、作成組織及び技術的方式が確立していること。
 - ウ) 当該データベースにより、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立しており、公開計画が明確であること。
 - エ) データ容量、所要経費が相当量(額)以上であること。
 - オ) 「学術誌データベース」ではなく、「研究成果データベース」での応募が適当なものであること。

【有用性、公開利用状況等】

（ 「公開状況」、「公開方法」、「データベース公開の具体的方法」、「公開利用件数(アクセス数)の推移」、「想定している利用対象者及び想定される利用内容」、「利用者からのアクセスを簡便にするための工夫」欄など ）

- ・ 利用対象者及びその利用内容等を踏まえ、有用性が高いと判断できるものであるか。
- ・ 相応の公開利用件数である等、研究成果の公開・普及に資するものであるか。
- ・ 公開利用状況を促進するための取り組みがなされているか。

【データベース作成計画の進捗状況】

(「データベース作成計画」、「入力予定データ量」欄など)

- ・ 複数年度の内約を受けている「重点データベース」については、データベース作成計画が順調に進捗しているものであるか。

(2) 学術誌データベース

【学術的価値、応募条件】

（「学術誌データベースの概要」、「データベースの種類・性格」、「データベース作成計画」欄など）

- ・ 学術的価値が高いものであるか。
- ・ 以下の応募条件を全て満たすものであるか。
 - ア) 重要な学術研究の成果の発信を目的とした学術的価値が高い学術誌の掲載論文等の電子化であること。
 - イ) 原則として、将来的に自立して事業が継続できることが見込まれること。
 - ウ) 電子化システムや流通システムについて、既に有する又は他のシステムを活用（予定を含む。）することにより情報提供サービスを行う方策が確立しており、電子化された学術誌の公開計画が明確であること。

【電子化対象等の適切性】

（「電子版の編集委員会の構成」、「編集委員数」、「現在の編集委員会における編集方針」、「投稿論文取扱状況」、「審査制度の概要」、「海外学術雑誌における掲載論文の引用状況」欄など）

- ・ 単に、既に発表された論文等を収集して作成するデータベースではなく、学術団体等が発行する学術誌のデータベース（過去の掲載論文等のアーカイブの構築を含む。）であるか。
- ・ 電子化する学術誌は、学術定期刊行物としても採択に値すると評価されるものであるか。
- ・ 学術定期刊行物と重複して応募されているものにあっては、その関係が明確であるか。

【公開利用状況、公開への取り組み等】

（「公開状況」、「公開方法」、「データベース公開の具体的方法」、「公開利用件数（アクセス数）の推移」、「利用者からのアクセスを簡便にするための工夫」欄など）

- ・ 相応の公開利用件数である等、研究成果の公開・普及に資するものであるか。
- ・ 公開利用状況を促進するための取り組みがなされているか。
- ・ 今後、公開を予定しているものである場合は、公開に向けた計画が適切であるか。
- ・ 当該学術誌の国際競争力の強化に資することが期待できるものであるか。

【自立に向けた取り組み】

（「公開利用件数（アクセス数）の推移」、「自立に向けた取り組み状況」欄など）

- ・ 今後の予定も含め、自立への取り組みがなされているか。

【データベース作成計画の進捗状況】

(「データベース作成計画」、「入力予定データ量」欄など)

- ・ 複数年度の内約を受けているデータベースについては、当該データベースの作成計画が順調に進捗しているものであるか。

〔総合評点〕

各成果公開の採択について、上記の各評定要素に着目しつつ、下表の基準に基づいて、5段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、種目・区分ごとに担当する応募成果公開全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とにならないようにしてください。(担当成果公開数が少ない場合は、この限りではありません。)

なお、「-」を付すのは、「利益相反」にあたる応募成果公開のみとします。その場合は「コメント」欄に理由を記入してください。

また、「×」を付すのは、応募条件を満たしていないと判断する場合とし、どの条件を満たしていないかを「コメント」欄に記入してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
5	非常に優れた課題であり、最優先で採択すべき	10%
4	優れた課題であり、積極的に採択すべき	20%
3	優れた内容を含んでおり、採択してもよい	40%
2	採択するには、内容等に不十分な点があり、採択を見送るべき	20%
1	内容等に問題があり、採択に値しない	10%
-	利益相反の関係にあるので判定できない	
×	条件を満たしていない	

〔審査意見の記入〕

総合評点を付すとともに、応募成果公開に対する審査意見を、当該成果公開の長所と短所を中心として、「コメント」欄に記入してください。合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

(参考)平成19年度新規採択成果公開の採択率

学術定期刊行物	52.2%
学術図書	24.2%
データベース(研究成果データベース)	38.4%
データベース(学術誌データベース)	31.0%

その他の評価項目
〔補助要求額及び経費の妥当性〕

各応募成果公開について、補助金の効果的・効率的配分を図る観点から、下記の各評定要素に着目しつつ、補助要求額及び経費の妥当性・必要性について、評定をしてください。

なお、「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に記入してください。

「学術定期刊行物」

【補助要求額の妥当性】

（ 「補助要求額」、「刊行経費に占める充当できる財源の割合」、「刊行経費に充当できる財源の割合の改善・経費削減に向けた取り組み状況」欄など ）

- ・ 次の点も考慮したうえで、補助要求額は妥当な額であると考えられるか。
 - ア) 刊行経費に充当できる財源を十分確保しているか。
 - イ) 刊行経費に充当できる財源の割合の改善、経費削減に向けた取り組みがなされているか。

「データベース」

(1) 「研究成果データベース」

【経費の妥当性】

「入力予定データ量」、「研究成果データベースの作成に直接必要となる経費」、「平成20年度補助要求額の明細」欄など

- ・ 作成計画及び必要経費を踏まえ、経費の妥当性が高いと判断できるものであるか。
- ・ 補助要求額に補助対象とならない経費は計上されていないか。また、その積算根拠は明確であるか。

(2) 「学術誌データベース」

【経費の妥当性】

（ 「入力予定データ量」、「編集委員会の開催に係る経費及び学術誌データベースの作成に直接必要となる経費」、「平成20年度補助要求額の明細」欄など ）

- ・ 作成計画及び必要経費を踏まえ、経費の妥当性が高いと判断できるものであるか。
- ・ 補助要求額に補助対象とならない経費は計上されておらず、その内容は妥当なものであるか。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	平均的な充足率であれば当該成果公開の遂行が可能である
	他の応募成果公開より更に充足率を高めるべきである。
	他の応募成果公開より更に減額する必要がある（充足率を低くすることが望まれる）
×	計画と経費との整合性を欠く。